

第七十二回

出席者は左のとおり

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○沿岸漁場整備開港法案（内閣提出、衆議院送付）

(水産業の振興に関する決議)

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長(初村瀧一郎君)　ただいまから農林水産

委員を開会いたしました。

近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部

三案を一括して議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

漁場整備開発法案の重要性を認識するがゆえに、

その背景とか 国際情勢とか それら上面に主として焦点を置いてお尋ねをいたしましたので、い

ささか冗長に流れた点もあったと思います。そこ

鶴園委員にお願いいたしたいと思っております。

かけて発生しました水銀、PCB汚染問題に見ら

ます深刻化しておりますのであります。沿岸漁業の生

産を大きく圧迫してゐることは言うまでもない。

今日の會議に付した案件

○漁業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○沿岸漁場整備開発発法案（内閣提出、衆議院送付）

○農林水産政策に関する調査（水産業の振興に関する決議）

○農業者年金基金法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（初村瀧一郎君）　ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案、沿岸漁場整備開発発法案、以上三案を一括して議題といたします。

前回に引き続き、三法案の質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○足尾覺君　私は、一昨日広範にわたって、沿岸漁場整備開発発法案の重要性を認識するがゆえに、その背景とか、国際情勢とか、そういう面に主として焦点を置いてお尋ねをいたしましたので、いささか冗長に流れた点もあったと思います。そこで、きょうは、各論的に二、三お尋ねをして、あと、鶴岡委員にお願いしたいと思っています。

沿岸漁業におきまして、昨年の六月から八月にかけて発生しました水銀、PCB汚染問題に見られますように、沿岸海域の海洋汚染の状況はますます深刻化しております。沿岸漁業の生産を大きく圧迫しておりますことは言うまでもないところでありますが、それを私どもの見たところでは

現在の沿岸漁業の収穫高といいますが、生産量といいますが、それは二百五十万トン台で伸び悩んでおる。いまだ戦前の水準の三百三十万トンには大きく差があるのではないか、こういふふうに考えております。で、具体的にいつてこの法案が成立をし、いろいろの施策が積極的に推進をされ、特に赤潮の対策の問題だとか、企業の、沿岸海水汚染対策の成果があるとか、いろいろなことが総合的に力を発揮してききました場合は、水産庁としてはどの程度のものを想定しておられるのか。

従来私の見たところでは、前の大和田君も、清水港の海水汚染の問題につきましても、実に、何かよそ事のような答弁をして、私もずいぶんここで、この場で追及をしたことがあります。が、私がかもっと申し上げたいことは、水産庁自体として水銀、PCB汚染、その他の海洋汚染の問題をどういふふうに把握し、自分たちのほうで指導権を持って、推進力になってこの問題等を処理して関係省へ強力に働きかけて行かざれば、どのような法律をつくっても成果はあがらないじゃないか。そういう点でまあ世上いろいろと、水産庁の性格について、酷評が生まれてくるゆえんだらうと思う。その点について、農林大臣もいろいろと御尽力になっておると思いますが、最近の状況にとらみ合わせて今後の御所信を承れたらと思います。

○政府委員(内村良英君) まず最初に、今後、沿岸漁業の生産量をどの程度伸ばすのかという点でございしますが、今後の水産物のまず需要の面を考えてみますと、国民生活水準の上昇に伴いまして、今後水産物の需要はますます高度化、多元化して増大する傾向にあるというふうに考えておるわけでございます。そこで、食用の魚介類の年間の需要量は四十七年には七百万トン程度でございますが、十年後の五十七年を試算してみますと、約九百万トンになるといふふうに私どもはみているわ

けでございます。これに對しまして、生産をそれに見合うように伸ばしていかなきゃならないわけでございますが、先生御案内のように、漁業の場合には他産業と異なりまして、海況や資源の変動、あるいは海洋漁業につきましては、国際情勢などの影響もございまして、的確な見通しを立てることは若干の制約があるわけでございます。が、われわれといたしましては、需要量に見合うものは、何とかわが国の水産業の力でこれを確保していきたいと考えておるわけでございます。

そこで、ただいま先生から御指摘がございましたけれども、今日一千万トンの漁業の生産のうち二百五十万トン程度が沿岸の生産でございます。そこで今後、需要の多様化、高度化ということを考えてまいりますと、そういった魚類は沿岸漁業によって供給されるものが多いわけでございますから、沿岸漁業を伸ばしたい。そこで私どものめどといたしましては、この十年間に三十万トンないし五十万トン程度沿岸漁業の生産を伸ばしたいと、こう思っておるわけでございます。

なお、具体的な計数につきましては、現在四十九年度に予算を配りまして、果にいろいろな計画を出させましてから、漁場整備の計画をつくろうと思っておりますので、そういったものを見て具体的な数値はつくっていきたい。現在の心づもりといたしましては、その程度のを沿岸で確保していかなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

それから、確かに先生御指摘のように、海域の汚染というものが、沿岸漁業の漁場を狭めておることは事実でございます。これに對しましては、私どもといたしましては、水産業、特に沿岸漁業の維持のために、そういった汚染に對しまして、漁場を守っていかなきゃならぬということは申すまでもないことでございまして、その心づもりで

問題に取り組んでいるわけでございます。

ただ、この問題は、水産行政だけではもちろん片づかない問題でございまして、海洋汚染防止法あるいは水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全臨時措置法、公有水面埋立法等のいろいろな法律がございまして、法律の改正がございまして、最近一般的な傾向といたしましては、そういった法律の厳格な運用をはかっているというところで、政府部内でもそういった機運で仕事をされているわけでございます。

〔委員長退席、理事梶木又三君着席〕

水産庁といたしましては、そういった法律の所管官庁に對しまして厳正な運営を要請すると同時に、水産庁自体といたしましては、汚染状況の調査あるいは公害防止資機材の設置、公害防止調査指導体制の整備、海底の堆積物の除去等につきまして水産庁自身でも予算を取り、そういった面について水産庁としても積極的に取り組んでいくという姿勢で仕事を進めておるわけでございます。

○足鹿覺君 従来の水産庁の海水汚染、沿岸海域の汚染問題に対する取り組みが私は、弱かったと思うのです。

〔理事梶木又三君退席、委員長着席〕

むしろこれは水産庁自身が農民の立場に立ち、消費者の立場に立って推進指導の立場にならなければ、問題はそう簡単に解決はつかない。

で、二、三年前に、私は赤潮対策の質問をいたしました。科学技術庁は、データだけを示して何らこれに対する結論はない、こう言っております。それでは、水産庁として赤潮対策に対してどのような原因と対策を見きわめておるか、それもわれわれは不敏に聞いておりました。瀬戸内海の浄化問題にしましては、特別対策は進んでおりません、一向に遅々としてしか進んでいない。田子ノ浦のごときは第二次汚染を引き起こすからといって、このことは事実心配されますけれども、それなりのゆえに現状でいいのかという問題もありません。岳南排水路の問題も、われわれは

現地調査にも数年前に行きまして、また、大昭和製紙の、相当金額をかけてつくったという放出水の浄化装置も見ましたが、これは全く見事に類すると言えは語弊がありますが、大きな汚染防止の環ではあります、とうていそれなりに期待することはできない。最近行っておりませんが、瀬戸内海といたし、赤潮対策といたし、代表的な田子ノ浦の問題といたし、一つの問題が前進しておらない、じゃありませんか。私は、これは農林省または水産庁だけ責めるのではなくして、さっきから言いますように、こういう沿岸漁業の振興開発をやつて、今後大きくこの問題と取り組もうという立場にあっては、やはりそれだけの過去の状況を踏まえて一つのエポックを画するような、法の運用を期せられなければ私は、法はつくられましてもなかなか成果があらならないのではないかと。

伝え聞くと、二十三日にはまた、全国の漁民が集まって政府の施策の手ぬるさ、企業の無責任を追及する全国漁民大会が武道館で開かれるという状態。これは大臣、何を意味しておるかと言えは、やはり去年の六・八月のあの深刻な漁民の姿というものをお互いが見たときに、それがいまだ解決の緒についてない。したがってまた立ち上がらざるを得ないということになりつつあるのではないかと。そこら辺に、私は、何か総合一貫した——沿岸の海域の海洋汚染というもののに対する総合一貫的な強力な施策が遅々として進んでいないから、こういうことになるのではないかと。この問題が解決しない限り私は、この法律に期待するところ大であっても、事実上運用面で行き詰まらざるを得ない。そういう点を非常に心配をいたしております。

そういう点について特にきょうは関係省も呼んでおりませんし、やはり水産庁自体、農林省自体として私は、もう少し漁民の立場なり、最近の食糧の事情のもとで力強い対策を打ち出される必要がある。その中心に立っていくという御決意がない限り、私は、成果が期待できないじゃないかと、かように思うんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 農林省が中心になってやらなければならぬという点につきましては、私どももそのように考えております。そしてまた、一番被害があらわに出てまいりますもの、一つは、魚介類に対する公害でございまして、いまわが国全体の水産政策の中で、いよいよ重点を置いてやろうとしております沿岸にも、特段の関係があるところでございまして、私ども、関係省と緊密な連絡をとりながらやっておりますが、いまお話のございました昨年問題、これは当時、個人は農林省にはおられませんでしたが、当時の農林大臣及び通産大臣、環境庁長官、それから厚生省、そういう関係省庁に集まっていたときから厚生省、そういう関係省庁に集まっていたときから、種々打ち合わせをいたしました結果、水産庁におきましては、いわゆる九水城、問題視されておりました九水城の魚介類について、きわめて詳細な研究調査をいたしまして——その結果は一般に公表をいたしておりますが、そういう中でも、そういう調査研究、検討の間に水産は御存じのようなどございまして、そのほか、徳山湾等におきましては、私どもは、それぞれに関係省に連絡をいたしまして、漁業保護のために、この徳山湾沿岸における公害排出者に対する措置等をいたしまして、現在、そういうことによつて、通産関係の会社等も私どもの要望に沿うてやっております。

で、御指摘のございましたように、私どももいたしましては、今後とも、いま私が申し上げましたことと足鹿さん憂うておられましたことと、最後のおこととは、これは全く同感でございます。で、私どももいたしましては、関係省とさらに密接な連絡をとりつつ水産の保護に全力をあげなければならぬ、また、そういう気持ちで現実にも水産庁はやっております次第でございます。

○足鹿覺君 まあ、この間だいぶ触れておりますからもう一、二点で終わりますが、過去の経過を踏まえて、たとえば沿岸漁業等振興法による構造改善事業については、私は、衆議院時代に自民党の水産通であり長老である田口先生等の御指導

を受けまして、相当情熱を傾けてやりました。しかし性格は違ひますけれども、農業構造改善事業に比較して、沿岸漁業構造改善事業というものは、これを同じ立場で比較することは無理でしょうけれども、若干の開きどころか、とてもその予算の面においても不十分ですね。それはもうちゃんとあつて鶴岡さんが触れるでしょうが、これはもう全く意気は社としますけれどもなかなか。問題は、沿岸漁業等振興法のその後の点検で何をなり、どういう成果があつたか、この点検された結果が私ははしい。点検なしに、今回の新しい法案が成果を発揮していくことはできないと私は思うのです。やはり沿岸漁業振興法による構造改善事業その他、行なつたことに対する点検をされたならばその点検の中身を文書等でけつこうです。

それから海洋水産資源開発促進法という法律が制定され、四十六年十月六日、政府は海洋水産資源開発基本方針を公表しまして、五十年を目標準として百四十一カ所の沿岸水産資源開発区域を指定し、魚介類三十一万トンの増産計画を公表いたしました。しかし、私どもの知るところにおきましては、百四十一指定水域の計画がたつた六つしか実施されておらないではないか、こういうふう聞いておるんです。これは私が間違つておるならばそれを正して、いやそれはそうではないんだと、こういう実績を上げておるんだと、また将来こうなるんだという年次計画でもあれば、それを。五十年といえはもう来年ですから、そういうもののやはり点検した結果、どこに欠陥があつて進行しておらないのか。金だけの問題ではなさそうです。そういう問題がありますので、指定水域のこれは北海道だけと私どもは聞いておりますが、ちょっと手ぬるいではないか。要するに、過去における沿岸漁業振興のための関連する法律運用の点検の、反省の上に立つて、今後のこの法案の運用を全きを期していかなければならぬ、こういう考え方に立つておるわけでありまして、あと鶴岡委員にバトンタッチいたします

が、私が一昨日来触れましたことをもう一応今度は詰めて法案の面で二、三指摘しておきたいと思う。御意見があれば承りたいが、第二条関係の沿岸漁場整備開発事業の実施主体の問題です。

沿岸漁業育成事業団という事業団を構想しておられるようですが、これはどういう立場に立つのでありますか。その構成、その他運用というようなことについて他の同僚からすでにお尋ねになったとは思いますが、この点。

それから公害除去は、公害発生企業負担という、全額負担ということが言われておるんでありますけれども、これは他省等にまたがる問題でありましてなかなか容易なことではないと私は思っております。ただ、やはり先般日本海でも、この冬ありましたが、公害による漁業の被害救済のための、原因者不明の場合の損失補償制度というものが私は、全くないと思うのです。重油を流しっぱなしにしまして、ノリを全く腐らしまさう。しかし、その国籍や船もわからねば、原因もわからずじまい。そういう、うやむやのうちに泣き寝入りになっておるという事実はもう相当あると思うのです。

こういう問題を漁業災害補償法で救おうとしても、それは救われない。そういう場合に、原因者不明の場合は、何か国家が、損失を補償していくというようなことをしなければ、特に油濁汚染というような場合は、海上交通のため、運輸省が法律をつくって、東京湾等の、ひんばんな交通の整理をしたことはけっこうであります。けれども、そのために漁船は右往左往して——タンカーとの衝突はない、漁船はおそろしいから命を大事にして逃げていく。しかし、タンカー同士がぶつかり合うという事例は一向に減らない。それによって受ける被害というものは大きい。こういった点については、私は、無過失責任賠償補償制度というものがやはり基本的になければ問題は解決しないのじゃないか。

今度の漁業災害補償法というものは、これは農業災害補償法に準じた一つの制度でありまして、漁業の場合には、この漁業災害補償法の対象にならない、しかも大規模な突発的な被害が大きい。その救済の対策がないというのが今日、沿岸漁民の悩みの種になっておる。これに対して、私はこの際、もう少し水産庁としてはお考えにならないければならぬのではないかと。われわれ国会としても、これらの問題に対して、適切な対策を講じていくべきではないか、かように思うのであります。しかし、今度提案をされております漁業災害補償法にこれを盛り込むということはきわめて困難である。これは別途に他省との関係も考えられて、できれば無過失責任損害賠償制度の漁業版とでも言いますか、特にこの原因者不明の場合における措置等については、格段の何らかの応急措置を講じながら基本的な対策がなければいけぬのではないかと。こういうふうな思っておりますが、この点を御推進になる決意がありますか。何か御用意があれば承りまして、きょうはこの程度で私の質疑を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○政府委員(内村良英君) まず第一に、構造改善事業を過去において推進してきたその成果ののちとていろいろなことを検討し、今度の法律の提案になっているかという点でございますが、先生御案内のように、昭和三十七年度から四十六年度まで十一年にわたりまして、いわゆる第一次沿岸漁業構造改善事業というものを事業費約百八十億、補助金六十億を投じてましてこの事業を推進したわけでございます。そこで事業といたしましては養殖漁場の造成事業、養殖及び養殖施設の設置事業、それから漁船漁業近代化施設の設置事業、それから加工処理施設の設置事業、流通改善事業等を行なったわけでございます。これによりまして、大体生産量は約一割から一割五分上がったというふうに私は確信しております。ただ、第一次構造改善事業の運用経緯を顧みますと、やはりいわゆる漁場の整備よりも上物の整備と私ども言っているわけでございますけれども、加工施設等の整備にあるいは保管施設等の整備に相当主力が置かれたという面がございます。その第一次構造改善事業が終りましてから、先生御案内のよう

に、四十六年以降八年計画で百八の地区につきまして現在第二次構造改善事業を進めているわけでありまして。こういった事業の内容と、今後私どもが考えております漁場整備の事業とダブる面がございます。しかしながら、上物については全然今度の法律に基づく事業として考えておりませんので、構造改善事業ではやはり二次港でもつくってきている計画を見ますと、かなり上物に重点が置かれている面もございまして、そういった構造改善事業の推進とあわせて沿岸漁場の整備を行なっていくことと。したがって、それによってかなり沿岸の生産力は上がり、漁師の所得は上がるということが期待されるわけでございます。

それから法律の二条の御質問でございますが、二条の「政令で定める者が実施する」と、この中に事業団を考えているのではないかと御質問がございましてけれども、私どもは県、市町村あるいは漁協を事業主体といたしまして非常に大規模なもので必要があれば国がこれを行なうということを考えておりまして、事業団をつくるという構想は私ども持っておりません。

なお、油濁問題につきましては、大きな政策問題でございますから、大臣から……

○足尾銅君 もう一つ、きみのほうで、例の海洋水産資源開発促進法に基づく百四十一水域中の指定水域の問題。

○政府委員(内村良英君) 昭和四十六年五月に海洋水産資源開発促進法が制定されて以来、同年六月には海洋水産資源の開発をはかるための調査等を行なった海洋水産資源開発センターが発足するとともに、沖合いの優良漁場としての指定海域については昭和四十七年五月に同法施行令によりまして三十一海域が指定され、その後それぞれの運用も健全かつ円滑に行なわれているわけでございます。そこで問題の沿岸水域資源開発区域の指定でございますが、その区域につきましては都道府県知事が策定いたしましたので、関係市町村の意見を聞くとともに、農林大臣に協議することになってお

ります。農林大臣がその協議に応じようとするときには、先生御案内のように、関係行政機関の長の意見を聞かなければならないということが法律上の仕組みになっております。現在、知事から農林大臣協議のある具体的な指定対象水域は一道三県の十三区域でございます。県から出ているのは十三区域でございます。このうち北海道の六区域につきましては、ただいま先生からお話のございましたけれども、農林大臣と関係各省との調整が終りまして、指定を完了しております。残りの七区域につきましては現在関係省と協議中でございまして、近く石川県の三区域についてはこれを指定する方針でございます。熊本県の三地区についても年内にはもちろん指定できるものというふうに考えております。

○国務大臣(倉石忠雄君) 最近の沿岸地帯の工業化、都市化に伴いまして、それから海上交通のふくそう等に伴いまして、公害による漁業被害が増大いたしておりますことは御指摘のとおりでございます。その実態は昭和四十七年の都道府県の被害報告によりまして、突発的な漁業被害と、継続的な漁業被害を合計いたしますと、約三百六十億円にも達しております。これらの被害原因はタンカー等船舶の衝突、座礁事故による油の流出のようには明確なものもございまして、長年にわたる産業排水、それから都市排水の流入、それから農業、家畜ふん尿等の水域汚染等特定できないものが大半を占めておりますので、原因者が明確な事例につきましては、原因者負担の原則に従いまして、相当因果関係の存する範囲内で損害が認められるようにならうに關係者を指導いたしておりますが、原因者が特定できない場合の漁業者救済対策はお話のように非常に困難な面があるわけ

でございます。そこで、この被害が多くて、被害の態様が比較的にまわっております赤潮につきましては赤潮特約の制度を設けておりますことは御存じのとおりであります。原因者不明の油濁事故につきましても救済対策、これは放置しておくわけにはいきませ

るので、その対策をどのようにいたすべきであるかという点について鋭意検討をいただきたいとおもっています。

○足鹿寛君 まあ、これで鶴岡さんにやってもいいです、あまり私ばかりしてもいいじゃないから失礼しました。

○鶴岡哲夫君 まず、漁業近代化資金助成法、それと中小漁業融資保証法の一部改正、この二つにつきましてお尋ねをしたいわけでありまして。

漁業近代化資金助成法は四十四年にできたわけですが、当時私もこの委員会におりましたので、けれども、四十四年にできた。農業近代化資金は三十六年にできておりまして、八年おくれで漁業近代化資金というのができました。で、初年度は百億の融資ワックで、百億だったんですね。そして四十五年が二百五十億の融資ワックになって、それから毎年百億ずつふやして、これは法の改正も行なうというところで百五十億ふやしまして、七百億という融資ワックになっておるわけでありまして。消化率はたいへんいいわけで、まあ九割台という消化率です。それから、農業が三千億円の融資ワックに対して六〇%台という消化率で、たいへん低いわけですが、それに対して漁業のほうは九〇%台という高い消化率をもっております。御承知のとおりです。

今回の改正で、この貸し付けの対象者の範囲を拡大をする、非常に大きく拡大をするわけでありまして、法人で漁業をやっておるもの合計総トン数二千トンまでであったのを、三千トンまでというふうに拡大をする。あるいは水産加工業について四十人以上の企業だったんですが、これを百人以下の企業に拡大をする。さらに融資限度額を、これを約三倍程度に大幅に引き上げるとか、こういうことになるわけです。

そこで伺いたいんですが、この近代化資金の七〇%以上というのは漁船に対する融資になっております。漁船に対する融資が七〇%をこすというのです。だから、近代化資金といったら漁船員に対する融資と言ってもいいほど、漁船に

対する融資が大きいわけですが、これを見ますと、二十トン未満の漁船、これは件数が一万二千件ぐらいいあって、金額としては、漁船融資ワックの大体四三%ぐらいいを占めているということになります。二十トンから七十トン未満、これが件数としては八千件をこすぐらいいです。で、ワックといたしましては、構成比としては、融資額の構成の中では二〇%ぐらいいを占めているわけですが、まあ、三〇%ぐらいいを占めているという問題はこの七十トン以上の大臣の特認ですね。これが四十六年から出てきて、急にこれがふえるわけですね、大臣の特認。これは件数としては非常に少ないんですが、金額はたいへん大きい。四十七年にこの件数は百七十二件というふうに、件数もこれは非常に少ないんですが、非常に少ないんですが、金額としては一〇%近く、融資の中の割合としては一〇%近くを占めておるということになるんではないかと。

そこで今度七十トン以上の大臣の特認、あるいはその融資ワック対象を三千トンに拡大するということによって、この漁船に対する融資というものは非常にふえてくるんじゃないだろうか。だから、経営体数としては、二十トンから三千トンに拡大したということによって経営体数としては二十七企業体なんですね、非常に小ぢいものなんですけれども、金額としてはこれは非常に大きくなるのじゃないかと。私は感じを持つわけなんです。で、それは、四十六年にいま申し上げましたように七十トン以上の大臣の特認が出てきて、そして急にこれが七倍も八倍もふえてきておるわけですね。今回さらにこのワックを広げますから、ですから大型船に対する、七十トン以上の大きな船、あるいは三百トン、五百トンという大きな船に對する融資というのが非常に拡大するんではないかという点を考えるわけなんです。で、そういう点についてのどの程度のことを四十九年度は考えていらっしゃるか、見通していらっしゃるか、これをまず聞きたいんです。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘がございましたように、漁業近代化資金の貸し付け対象者を、漁業を営む法人につきましては、使用する漁船の合計総トン数三千トン以下に引き上げることとしたしましたのは、昭和四十六年の水産業協同組合法の改正により漁協等の組合員資格が拡大されたことに伴いまして、漁業近代化資金制度につきましても、漁協等の組合員資格を有するすべての漁業者等に、借り受け資格を与えようとするものでございまして、漁協系統の貯金を原資として運用されております漁業近代化資金の性格が、これによって変わることはないという点をまず申し上げたいと思います。

それからどの程度の資金量の増加——二十七経営体でございまして、どの程度の資金量が予想されるかという点でございまして、私どもの計算によりまして、限度額が一億二千万円で一件切っておりますので、それに二十七経営体を見まして、過去の経営体に対する貸し付け率等をかけて推定いたしますと、約三億程度資金需要がふえるのではないかと。……

○鶴岡哲夫君 三億……

○政府委員(内村良英君) はあ三億でございまして。

○鶴岡哲夫君 間違いないですか。

○政府委員(内村良英君) 間違いないでございせん。そういうふうに見ております。

○鶴岡哲夫君 三億、そんなばかなことがあるか。○政府委員(内村良英君) 算出の基礎は、限度額が一億二千万円というのがございまして、それが経営体に対する貸し付け比率というものを見ますと、三億という数字になります。

○鶴岡哲夫君 それじゃ聞いておきますよ、三億とね。これ一年たつてみたらわかる。三億なんておかしなことありますか。それはよからう。

それで、この水産加工業者は四十人以下というものを百人以下に拡大しましたね。これで入ってくる、対象になる企業体というのはどの程度ある

のですか。

○政府委員(内村良英君) 経営体数は六百十一でございまして。

○鶴岡哲夫君 見通してどう見えていますか。

○政府委員(内村良英君) 十二億というふうに見通しをつけております。

○鶴岡哲夫君 私は、先ほど二十トン未満については一万二千件ぐらいいの件数になっていた。それから二十トンから七十トンについては八千三百件ぐらいいになっている。それから七十トン以上の大臣の特認、これは四十六年から出てきた。それは初めは小さな——小さなといいますが、金額に對するパーセントとしては一・何%ぐらいいの小さなものであったけれども、四十七年になりますと、これは件数としては小さいですけども、ワックとしては一割近いワックを占めてくるでしょう。これから大臣の特認になり、それから三千トンに拡大するということによってわずかに三億しかふえないという勘定ですか。

○政府委員(内村良英君) 三億と申しますのは、新しく貸し付け対象者の拡大に伴いまして二十七経営体が入ってくるわけでございますから、それに伴う資金需要の増加が三億程度であろうということ、七十トン以上の資金ワックが三億というわけではございません。

それから、過去において七十トン以上の資金ワックが非常にふえているじゃないかと。先生御指摘のとおり、四十七年はそれが九・四%になっております。この場合におきましては消化率が非常に高いわけでございますが、なお資金的な余裕がございましたので、そういったものについても特認したわけでございます。したがって、近代化資金の性格から見まして、私どもとしては、なるべく零細は漁業者を優先するのは当然でございまして、特認でございまして、特認の場合につきましては、資金需要を見ながら遺憾ないような運用をしなければならぬというふうと考えております。

○鶴岡哲夫君 三億というのと何隻つくるのです

か、三億という金は、二、三隻しかできないじゃないですか。二隻ぐらいできますか。

○政府委員(内村良英君) 二十七経営体が新しく資格ができるわけですが、それだけでも、それが全部、船の更新をやるわけではございません。そこで、過去のそういった経営体の船の更新でも、船の更新の場合に、これ全部近代化資金に依存するわけじゃないで、その率をある程度想定いたしまして計算したのが三億でございます。

○鶴岡哲夫君 それじゃもう一べん伺いますが、七十トン以上の大臣の特認を含めて、それからいま三千トンまで拡大したことによって、七十トン以上の船に対する融資ワックというのはどの程度だと見ておられますか。四十八年は幾らですか、大臣特認のやつは。

○政府委員(内村良英君) 四十八年の数字はちょっとまだ持っておりません。まだ集計ができておりません。それからこれは大臣の特認でございますから、あくまで資金ワックを見ながら、本来、近代化資金を借り受けるべき人たちに對する融資を優先いたしまして、資金ワックを見て、七十トン以上の貸し付けというものを特認としてやっております。それから、本来、近代化資金を借り受ける人たちの融資には支障のないような運用はできるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 いや、私が言っているのは、四十六年に大臣の特認ができた。それで七十トン以上のものが首を出してきた、四十六年に出してきた。そのときは件数としては二十八件ですね。金額としては、いまここにちょっと出してもいいですが、割合としては一・四％だった。で、翌年の四十七年になると件数が一挙に百七十二件と

なっている。金額としてはこれは七倍ぐらいいふえる。一割を占めてくるということになるわけですよ。で、四十八年はどうなったか、まだ集計わからぬとおっしゃる。で、これから、四十九年はさらに今度はそのワックを広げるわけです。ですからどの程度かということを知りたいわけなんです。

す。私の考えているのは、言いたいことは、これは近代化資金というのは御承知のとおり、水協系の範疇に入るもの、それを中心にして考えてきたわけなんです。ところが、いま言うように、特認ができてきた。さらに今度はそのワックを広げますから、その金額は相当なウェイトを占めてくるんじゃないか。それではこれは十分注意しないと、近代化資金の本来の趣旨と違ったものになってきはしないかという心配をするわけです。特に、これから沿岸漁業というものを根本的に改革していかなければならないというまあ考え方すら出てくるわけですからね。その場合に心配はないのかということを私は聞いておきたいわけです。

○政府委員(内村良英君) 先ほどから申し上げておりますように、確かに先生御指摘のように、四十七年度におきましては、七十トン以上の特認のワックが非常にふえたわけでございます。その場合には、やはり近代化資金として資金的な余裕があったためにそういった特認を認めたわけでございます。今後におきましても、原則として七十トンという線は変わらないわけでございますから、私どもとしては、本来、近代化資金を必要とする小さな漁業者の資金需要というものに支障がないような運用は当然しなければならぬというふうにご考慮しております。そのように運営するつもりでございます。

○鶴岡哲夫君 いま長官のお話のように私は懸念をされているから、ひとつ、本来の趣旨に沿うように配慮をされているつもりで、ということを知りたい。結論として話しておきます。

次に、この七百億円のワックですが、これはまあ全漁連がたいへん熱心な努力をしまして、御承知のようにたいへんな貯蓄運動を進めております。第一、第二次、第三次、いま第四次という貯蓄運動を進めている。で、この四十九年の二月末で全漁連の発表によりますと、この約四千四百億円の貯蓄になっているわけですね。で、それに対して七百億円というワックなんです。で、農業の場合は、約十兆円の農協として

は貯蓄を持っている。それに対して三千億円というワックですね。——十兆よりもっと多くなっております。ですから、二％ちょっとぐらゐの割合になるわけですね。漁業の場合は一五％ぐらゐのワックになるわけですね、金額としては。このことは、農業の場合は農協の貯蓄に対して二％、ちょっとぐらゐのワックになり、漁協の場合は、いま言いましたように一四％をこすワックになるということとは、これは、七百億円というワックはどうか、ということが一つあるのではないかと思いますけれども、過重だというふうにはお考えになりませんですか、どうか。全漁連は、一年繰り上げて四十九年度末に、四十九年度に五千億という貯蓄を達成しようというところで、異常な熱意でやっております。ですから、その点も考えると、まだまだ実はもう少し減るかもしれない感じが受けるわけですね。この比率は非常に高いという感じを受けますか。

○政府委員(内村良英君) 確かに先生御指摘のように、漁業の場合には農業に比べますと系統の資金の中における近代化資金の比率が高いわけでございます。と申しますのは、農業のことに触れることはどうかということもございまして、もしもせんけれども、私の見てるところでは農業の場合には、やはり土地代金の流入という農外の資金の流入が非常に多いわけでございます。ところが、漁業のほうはそういった資金の流入がなくて、やはり漁業の中でつちかかってきた資金だというふうにご考慮されているわけでございます。

そこで、問題はやはりこれは過重であるかどうかということにつきましては、いま漁業者の要望があるかどうかという点と、それから漁協の経営の問題がどうかという問題だと思っております。それで、近代化資金につきましては、先生御案内のように、非常に漁業者からの要望がある、経営の問題になりますと、基準金利をどう考へるかという点によつて漁協の経営に非常に影響が出てまいります。そこで、現在の九分という基準金利は少し低過ぎるという声が出ております。それで、

こういった九分というような基準金利で近代化資金を一五％も出していくことはつらいということがございまして、私どもはそのことをよく承知しております。しかし、この基準金利の問題は、全体の制度金融の問題とも密接な関係がある問題でございまして、現在のところ、私どもの計算では、九分の基準金利でとんとんぐらゐのかっこうになっておりますけれども、これ以上金利が上がっていくということになりますと、その辺のところについては根本的な再検討を加えなければならぬのではないかと、これが考えられるわけでございます。なお、四十九年度につきましては、漁業系統金融についてはいろいろな新制度の啓蒙、その他の経費で系統金融については若干の助成金を出すということで、政府としても系統金融の援助ということはやっているわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、農協の場合は、先ほど申し上げたように、三千億の農業近代化資金。農協の貯蓄に対して三％切るぐらゐのものなんですけれども、漁協の場合は一四％という非常に高い率を占めている。これはその貯蓄に対する比率ですけれども、貸し付けの比率を見ますと、これは非常にウェイトを占めている。漁協の貸し付けに対する近代化資金の占めている割合というのは、非常に高い率を占めている。農協の場合は九％という基準金利でも、農協の金融業務に對しましてそう大きな負担にはならぬという点も考えられますが、漁連の場合は、これは九％という基準金利は比重が高いだけに、漁連の信用業務に對しては大きな圧迫になっておるのではないかと、もっと詳細に申し上げたいという点を私は心配しております。ですから、九分という基準金利について、漁業近代化資金の場合は検討する必要があります。と私は思っております。そこで、まあこういう貯蓄と割合、信用貸し付け金との割合等を出して言っておるわけですね。その点はどうか。

○政府委員(内村良英君) 私どもも、漁業の系統

金融の関係者から、基準金利九分では非常に経営がつかないという話は聞いております。そこで、私どもの調べましたところでは、現在の漁協系統機関の資金のコストの面から見ますと、資金原価プラス貸し付け経費とはほぼ見合う水準に九分がなっておりますので、とんとんぐらいでかなり苦しいということは私どももわかります。

ただこの基準金利の問題を、それでは直ちに改定するかどうかという問題でございますけれども、これは農業の基準金利の問題、その他制度金融の根本問題にもつながる問題でございしますので、そういったことの関連で検討しなければならぬのじゃないか。ただ、今後預金金利がさらに上がるというようなことになってまいりますと、もういまの九分ではとても経営が持たないということとは事実でございまして、私どももいたしましては、そういったことも勘案しながら、今後どういうふうにこの基準金利の問題を考えるかという点については、内部的にはいろいろ検討しておりますけれども、現在の資金需要からいけば、コストプラス貸し付け経費ということが大体とんどんぐらいというふうな計算になっております。

○鶴岡哲夫君 いや、農業とか、その他の制度金融との関連で九%という基準金利について水産庁としてもまあ順応しておるといいますか、というお話なんです、私は、先ほども申し上げたように、農業の近代化資金というのは、三十六年にできたじゃないかと、八年おくれて漁業近代化資金というのができたじゃないかと。今回また、政府の助成を行なうのも、これは農業の場合は、もう三十六年当時からできたものですから、それから考えれば、まさに十年年おくれて助成が出てくるわけですね。それは一体どういうところにそういう厚因があるのかという点も聞きたいし、論議もしたいわけなんですけれども、あまり時間がありませう。いづれにいたしまして、そういうことから考えてみたいへんおくれてきておるわけですよ。ものすごくおくれてきておる。

に高いのだから、農協の場合は、これは七倍ぐらい高いでしょう、五倍ぐらい高いでしょう、貯金に対する割合というものは、漁連の貸し出し、漁業の貸し出しの割合については、おそらく三割ぐらいを占めているのじゃないか。農協の場合と違うのです、漁連の場合。非常にそのウェートが高いとか、それがいまおっしゃるように、とんとんだというお話なんですけれども、とんとんだといはしても、これは漁連の信用業務に対しては、非常に圧迫になっておるのじゃないかと思う。資金の需要があるのかどうかということとは別問題です。まあ漁連としては、できるだけその需要に応じようということで精一ぱいの貯蓄運動を始めている。一次、二次、三次、四次と積極的なたいへんな運動をしている。それがないとワクが広がらぬから。ワクが広がったけれども、そのことはいま申し上げたように、非常に圧迫になっておるのじゃないかと。だから、私としては、この基準金利について、漁業近代化資金の場合には考える必要があるということを言っているわけで、しかし長官のお話では、いや、農業との関係もあったり、その他の近代化資金との、制度金融との関係もあって、九分というものをなかなか動かすわけにはいかないのだという答弁なんです。私は、先ほど来言うように、こんな高い割合になっておるのですから、これはたいへんだと思います。で、大臣、これは検討する必要があるのじゃないでしょうか、九分という基準金利は。

○国務大臣(倉石忠雄君) いま政府委員からお答えいたしましたように、制度金融、その他のものものに關係もございますし、私どもも四十九年度予算編成に当たりまして、現在の漁連等の事情をよく農林省も承知いたしておりますので、これについていろいろ折衝いたした過程はございます。けれども、結論として、他の金融機関の金利等の關係で、これを特別な扱いはむずかしいということである。現在のようになっておりますわけであります。予算編成当時から私どももいたしましたが、何かこれは検討する必要があるんじゃないかと思っております。

たわけてございます。漁業全体の状況と農業全体の状況をごらんになさいますというとおわかりのとおりで、そういう経営面から考えてみますと、確かに漁業については農業に比べて弱い点があることは私どもも承知いたしております。なお、これを時局柄漁業を取り巻くもろもろの問題を勘案いたしますと、さらに大いになんばしてもらわなければならぬ産業でありますので、なおそういう点については、配慮いたしてまいる必要があるという点におきましては、私どもも検討いたしております次第であります。

○鶴岡哲夫君　この漁業近代化資金に對しまして、都道府県が三分または二分の援助をする。それに対して、政府が二分の一の援助をするということになるわけですが、その点を考えたらどうですか。基準金利がどうだというなら、その割合を引き上げたらどうですか。三分または二分となっているのだから、それに対して二分の一を政府が助成するのですから、その割合を若干ふやせばいいわけですよ。いまの市中金利はどうなんですか、九分ですか、長期のものについて。

ほくは率直に言つて、漁協がああいうふうにな、全漁連のほうが一、二期、三期、四期とたいへんな貯蓄運動を展開をして努力している。それにたいへん相応して資金ワクというのがふえていく。それで貯金の割合は非常にウエートが高くなつてきている。特に貸し出しの総ワクに対して、近代化資金金ワクというものがたいへん高くなつてゐる。農業の場合とは非常に違う。その意味で基準金利というのを考える必要があるんじゃないか。経営を圧迫するという感じが非常に強く持つものですから、基準金利はどうだというお話があれば、それじゃ都道府県が出している三分または二分、それに対する政府の二分の一の補助という問題について検討する必要があるのかということです。基準金利は、市中の銀行の、長期の貸し出し金利は一体幾らなのか。

○政府委員(内村良英君) これは非常にむずかしい問題を内在しているわけでございます。と申し、

ますのい、現在三分の利子補給で末端金利が六分と、そうするとそれを三分を三分五厘なり何なりに補助をふやそうということになりますと、一体、制度金融の金利水準というものは何が正しいのかという議論になってくるわけです。現在の六分を前提にいたしましてすべて制度ができ上がつておりますので、その助成の問題をふやそうということになりますと、制度金融の金利水準自体をどう考えるかという根本問題を見直さなければならぬ、ということにぶつかるといふわけでございます。そこで、これは単に漁業だけではなくに、農業とも関係がございますし、制度金融の金利水準の問題で、そうなりますと、公庫資金の問題ともまた関係があります。そこで、かなり根本的な検討を要する問題になってくるというふうに私どもは考えておるわけでございます。

それから現在の市中金利でございますけれども、農林中金で九・六％、長期の貸し付けについては九・六％になっております。

○鶴岡哲夫君　ほくは、これから漁業政策の問題について、全般にわたっているいろいろなきつい注文をつけたいと思っております。まず近代化資金についてきつい注文をつけたわけです。

これは一体長官、全漁連に、いま私が申し上げたようなことについて十分配慮を払っておるのですか。どうも私は、さっき言ったように、農業で三十六年に農業近代化資金が出てきた。それを八年後に安易にまねてつくった。そしてまた今度はそれから五年たつてこの国の助成というのを始めた。農業から言えばまさに十三年おくられている。これへ右へならえしてきたというような感じがするわけです。もっと漁業そのものの立場に立ってお考えになつたらどうだというのが私の基本的な姿勢なんです。ところが、いま長官おっしゃるように制度金融がどうだとかというような立場からのおみお考えになる姿勢というのは、どうも漁業というのは、これからいろいろな申し上げたいのですが、何か農業のあとをついていけばいいという、五年おくれか十何年おくれか、おくられてついで

ていきやいいというような安易な姿勢があるんじゃないかという気がしてしょうがないものですから、少しちよいとばかりいやみみたいな主張をしたのですけれども、もったいから、いま私が申し上げた点も、十分配慮して、十分頭の中に入れてひとつ推進をしていってもらいたいことをひとつ申し上げておきます。

次に、漁業信用基金協会に対して政府が助成をするのですが、先ほど私が申し上げた今度新しくおつくりになるこの制度というのは、国が助成をするという制度というのは、農業者の場合は三十六年当時、農業近代化資金ができたときにできておるわけですね。それからこういうふうなたいへんおくられて今度できてきたという理由ですね。十三年おくられてのことになるが、その理由について聞きたいですね、どうしてこういうことになったのか。

○政府委員(内村良英君) たいま近代化資金の県の漁業信用基金協会に対する出資への国の助成が農業者より非常におくられてはいないかという御指摘がございました。その点はそれとおりでございます。ところが一方、振り返ってみますと、漁業の場合にはいわゆる融資保証制度が農業者より早くスタートしておるわけでございます。二十七年からスタートしておるわけでございます。そこで、ああいった制度がございましたので、それとのバランス等もございまして、あちらのほうを拡充するというので今日まで信用基金に対する出資への国の助成がおくられていたわけでございますが、今般よりやう四十九年度からそれができると、こういうことになったわけでございます。

○鶴岡哲夫君 今度設けられた理由は何ですか。それについていたらいじやないですか、中小漁業融資保証法でいいじゃないですか。今度新しく農業と同じ制度を漁業に持ち込んだ理由はどうなんですか。

○政府委員(内村良英君) 最近資金ワクが非常に増加してまいりましたし、今後こういって信用基金の拡充という点について必要だという立場か

らやったわけでございます。

○鶴岡哲夫君 そうじゃないでしょう。これは協会が保証つきの融資というのが非常にふえてきたからでしょう。だから、協会自身としてはやりにくくなってきたというし、政府として助成をするという必要が出てきたんですよ。協会が行なっているところの保証つきの融資というものが非常にふえてきた。だから四十九年度で見れば、おそらく半分を越すくらいになるんじゃないか。それなら政府も積極的に助成しなければいけませんというところじゃないですか。

○政府委員(内村良英君) たいま資金ワクが増大してきたという点の中には、そういうことも入っております。同時に、近代化資金制度の拡充とも合わせまして、こういった信用基金の仕事というものもふえてくるわけでございますから、それに合わせて必要な助成をするということでございます。

○鶴岡哲夫君 この漁業信用基金協会の保証つきの融資というものがたいへんふえてきたというところが、私は、最も大きな理由だろうと思っておりますけれどもね。

そこで、次に伺いたいのは、今度新しくできま中央漁業信用基金ですね、まあ略して中央基金。新しくできるこの中央基金、これについて伺いたいのですけれどもね。これはいまの中小漁業融資保証法によりまして、金融機関が中小の漁業者に対して融資をする、それについて漁業基金協会が保証をする。その保証について政府の特別会計が保証すると、こういう制度になっておるわけですね。で、今回、農業と同じような、類似したといえますか、同じような制度を今度漁業に取り入れるわけですが、その場合に、農業と違って新しい機関をつくった。これはどういふことですか。中央基金というものを新しくつくったということ、それについて説明を聞きたいのです。

○政府委員(内村良英君) 先生御案内のように、現在、特別会計で行なっております保証保証の制度は、国が全面的に保険責任を負うということが

制度として担保されているわけでございます。ところが、融資保険につきましては、その対象が、農林中金の中小漁業者に対する資金の貸し付けのみでございます。そこで、国の特別会計で実施する場合に、農林中金が国へ出資することはできないため、国が特定個人のために全額国庫負担で保険を行なうということになるわけでございまして、そういうことは適当でないということで、融資保険についてそういった保証制度を設けるという立場から、この中央漁業信用基金を設けるわけでございまして、さらに今後、低利の融資事業、これは農業のほうでも行なっているわけでございしますが、融資事業を行なうわけでございまして、これについて特別会計でやったらいいではないかと、現に漁業の場合には特別会計があるんだからという点での議論もあるかと思っておりますけれども、特別会計でこういった低利融資を実施する場合に、国の財政会計法規が適用されるために、融資業務の機動的運用が困難となるおそれがございます。さらに私どもが調べたところでは、国の特別会計でそういった低利融資を行なっているケースは全然ないわけではございませんけれども、私も、私どもの承知しているところでは、相手方が地方公共団体であり、かつ貸し付け期間も長期にわたるものというものを国の特別会計がやっているわけでございまして、そういった趣旨から、どうもこの二つの業務については、特別会計で行なうのは適当ではないのではないか、ということ、新たに中央漁業信用基金を設けることといたしたわけでございまして。

○鶴岡哲夫君 そうすると、いまあります特別会計、これは収支はほぼ整っておるようですね、資金としても小さいですね。八億ぐらいの小さなものですね。そうすると、いまあります特別会計の将来はどうなるんですか。

○政府委員(内村良英君) この点につきましては、農業と同じように特別会計をやめて中央漁業信用基金へ、現在特別会計でやっている業務を移譲したらどうかという議論もないわけではございません。しかし私どもの検討では、特別会計で行なっている保証保証の場合には、先ほど申しましたように、国が全面的に保険責任を負うことで、国がかなり強くそれを担保しているようなところになっておるわけでございまして、それでいまの漁業の情勢等を考えますと、この国の特別会計を農業のように民間でやらせるということになりますと、それを移譲するためにかなり資金的なてこ入れをしなきゃならぬという問題がございまして、そこで、そういったことを考えますと、いままぐ特別会計を民間に移譲するのは時期尚早であるというところが専門家の検討会でも言われておりますし、私どももいたしまして、そのように考えております。しかし、将来の問題といたしましては、この問題はどうかというふうなことは検討課題になつてくる問題だということに考えております。

○鶴岡哲夫君 もう一つあります社団法人漁業信用基金中央会、これは従来基金協会を会員として全国的な連絡、調整というために中央会というのが設けられておるわけですね。そこで、そうなるという点、特別会計、中央会——従来ある社団法人中央会、新しくできる中央基金、こういうふうな形になるんですね。これはどうなるおつもりですか。特別会計は残していくんだと、いま新しくできる中央基金、それに従来からある社団法人の中央会、この三つはこれからどうなるおつもりですか。

○政府委員(内村良英君) 先生御案内のように、漁業信用基金中央会の業務は、定款上金融保証業務の調査研究、会員の指導というふうなことになるっております。そこで一方、新しくできます中央基金は、法律上融資保証及び低利融資を行なうものでございまして、その業務が異なっております。したがって、並存することは何ら差しつかえないわけでございまして、ただいま御指摘がございましたように、特別会計、中央会、中央基金という点ではあまりにも制度が複雑ではないかという問題確かにあると思っております。したがって、私どももいたしましては、今後この

制度の運用を見ながら将来どういうふうにするかについては、考えなければならぬというふうに考えておられますが、現在のところは、中央会と中央基金との並列ということで当面はいいかと思つてゐるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、新しく基金をおつくりになる、従来から社団法人としての基金の全国機関としての中央会がある、それにもう一つ特別会計もある。こういうやり方ですね。まあ小さな金なんですね。小さな金というところ、まあ小さな金なんですね。だが、まあいまは間に合わなかつた、いまは間に合わなかつたが将来はこれをすっきりしたい、ということなのか。どうもそのようにもとれるし、これから検討してひとつやりたいというふうにもとれるし、何かたいへん複雑ですね。新しくできる中央基金に、いま社団法人の中央会が持つてゐる任務というものを付加するということは検討なさらないのですか。これは付加していいのではないかと、このように思うのです。そうすると、いまの社団法人は吸収できる。そうして法律的にも基金に対するところの調査あるいは指導、監督というところもできる。これは基金としてはこれから協会の対しまして金を貸したり援助していかなければならぬ。その場合の指導、監督というのは当然出てくる。不振の基金協会というものは、それに對するやっぱ指導というか、あるいは援助というものをやっつけていかなければならぬ、ということになりますと、困るんじゃないかと思ふんですね。そういうお考えはお持ちにならないのか。中央会が法律的な権能としては協会に對するあれはないわけですからね。そういう点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(内村良英君) ただいま先生から御指摘がございました点は確かに大きな問題点だと思ひます。ただ、この問題につきましても、県の基金等、いろいろ関係者があるわけでございます。そこで、この制度をつくり出す場合に、いろいろ関係者の意向等も聞いたわけでございますが、現在のところでは、やはり中央会というものができ

ていて、そこで指導、連絡をやつておると。そういうものと、新しくできる中央基金の業務とはちよつと性質が違ふんじゃないかというふうな議論がございまして、並存でいいんじゃないかというところになっておりますけれども、やはり将来の問題をいたしましては、今後基金がいろいろ経営指導その他をやつていかなければならぬわけでございますから、それと中央会の行なう会員に對する指導連絡というものとどう調整するかというふうな問題出てくると思ひます。したがうして、先ほどから繰り返して申し上げておりますけれども、特別会計と中央会と中央基金との関係につきましても、ある時期に關係者の意向等も十分に聞きながら検討を加へなければならぬというふうに考えているわけでございます。

○鶴岡哲夫君 次に、不振基金協会——不振などいいますか、経営が苦しいといひますか、非常に困つてゐるこの基金協会に對する対策を伺いたいわけですね。

御承知のように、四十六年には、中小漁業融資保証制度問題検討会というのが設けられて、二年たつて、昨年の四十八年の二月に意見が出ましたですね。その意見に基づいて、ほぼその意見は今の改正の中に織り込まれてゐる。ただ、この不振の協会に對する意見というものがどうも具体的に出ていないように思ふのです。代位弁済もたいへん多額になつてくる。そこで、基金協会としては、その出資金を食いつぶしてやる。やらざるを得ない。そうなるという、今度は保証する金額は減つてくる、経営を圧迫するといふようなこと、不振な基金協会というものが相当にあるといふふうには、少なからずあるといふ言ひ方をしていますね。どの程度あるんですか。

それともう一つ、その不振な協会に對して、どのような再建策というものを考えていらつしやるのか。いま新しくこういう制度ができるのですから、その際にやはり意見書に出ている不振な協会に對する再建策というものを、はつきり立てて、建て直していくという措置が私は、必要だと思ふの

ですけれども、それはどうも見当らぬものですから、どうなさるのかということですね。

○政府委員(内村良英君) まず不振協会の数でございませうけれども、不振協会というのはいくつあるかといふ問題がございまして、そこで、四十七年度の決算についてみますと、決損を計上してゐる協会がございませう。ただ、代位弁済が先ほども先生からも御指摘がございまして、たうに、非常に多額になりまして、その資金に充當するため出資金の一部を取りくずしてゐる協会がございまして、その数は九でございまして、そこで、これらの協会に對して一体どうやって経営の健全化をはかつていくかという問題でございまして、けれども、私どももいたしましては、保証額の伸長あるいは事故防止対策等について指導を行なうとともに、今度の制度改正によりまして、中央基金から基金協会に對して低利融資の貸しつけができることになりました。そこでその低利融資の貸しつけ額をきめるときに、こういう出資金の一部を取りくずしてゐるような協会については、ある程度の配慮をして、資金的な余裕をあとでつけてやるようにしたいといふふうには考えております。

○委員長(初村瀧一郎君) 暫時休憩いたします。午後零時三十分休憩

午前一時十五分開会

○委員長(初村瀧一郎君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○鶴岡哲夫君 沿岸漁場整備開発法案を中心にして伺いたいんですが、この十年、日本の水産業はたいへんなといひますか、著しい伸長をして、まあ三十五年から四十年にかけて六百万トンという水準だったんですが、それがまあ毎年のように百万トンくらいずつふえてきて一千万トンという生産高になつたわけですね。が、しかし、御承知の

ように、水産業をめぐる内外の情勢はたいへんきびしい状況になつて、水産業存亡の危機だといふふうには言われていることは御承知のとおりであります。

そこで、まず沿岸漁業ですが、沿岸漁業が、この間の発表ですと百九十万トンぐらゐる。まあ二百万トンをだいたい維持してゐたんですが、少し下がつて百九十万トンという数字で停滯してゐるわけですね。大正十年に日本の水産高が二百万トンになった、五十年前ですが、まあそのときは、ほとんどこれは沿岸漁業といつていいと思ふんですが、無動力船が圧倒的に多かつたし、動力船がたいへん少なかつたわけですから、まあ大正十年に沿岸、そしてその沿岸に近い沖合いで二百万トンの水産高があつたと。まあ、そういう二百万トンという状況なわけでありまして、したがつて今日この比率はほとんど下がつてきてゐる。一貫して低下をしてきてゐるという状況です。漁業生産高全体に占めてゐる沿岸漁業の生産高というものの比率は年々低下の一途をたどつておるといふ状況になるわけですが、そこで、この沿岸漁業の振興については、御承知のように沿岸漁業振興法がありまして、さらに、海洋水産資源開発促進法があるし、水産資源保護法がありますし、今回また、この新しい沿岸漁場整備開発法案というものが出てきておるわけですね。

そこで、まず第一にお伺いをいたしたいのは、この沿岸漁業について一番大きな問題の一つだと思つておりますのは、この十年にわたります埋め立てですね、海岸の埋め立てと、それに伴う公害、これが沿岸漁業にとりましては非常に大きな問題の一つであると思つておりました。そこで、お尋ねをしたいのですが、近年におきます沿岸の埋め立て状況、どの程度の面積が埋め立てられたのか。この間の火曜日に、運輸省の人が、足鹿委員の質問に對しまして答えておりましたが、十一万二千ヘクタールといふことを言ひましたが、水産庁としては一体、この沿岸漁業にたいへん大きな問題を持つてゐる埋め立てについてどの程度

その際に伺ったときには、たいへんあいまいな答弁でありました。それから、その埋め立てによって一体どの程度の被害を受けているのか、あるいはそれによって生ずる公害等によって、どれだけの被害を受けているのかという点についても、当時の水産庁長官の答弁というのは、たいへんあいまいなものでありました。この二つにつきまして近年におきます沿岸の埋め立て、それからそれに関連して生じておる損失、どれだけの損失を生じているかという点についてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 公有水面の埋め立て面積でございますけれども、建設省、運輸省の調査結果によりますと、昭和二十年から昭和四十八年の一月までの埋め立て全面積は七万六千四百十七ヘクタールでございます。その内訳は、海面の埋め立て面積が五万五千三百七十七ヘクタール、内水面の埋め立て面積が二万一千四十ヘクタールになっております。そこで、これはまあ公有水面全体の埋め立て面積でございますけれども、漁場の埋め立て面積がどれくらいになっているかということにつきましては、第四次農業センサスの調査結果がございます。それによりますと、昭和三十八年から昭和四十二年まででございますが、二万一千五百九十ヘクタールということになっております。さらに、全漁連が調査したものでございますけれども、全漁連の調査によります漁場価値消滅面積は昭和四十五年八月までで十九万八千二百ヘクタールというような数字でございます。

数字的な面につきましては大体このようにな
ておりますけれども、それでは、これによる被害
がどれくらいもの価額になるかということにつきま
しては、現在のところ調査数字がございませぬ。
○鶴岡哲夫君 いまの長官の説明を聞いておりま
すというところ、火曜日に見えた運輸省の説明で

埋め立てられるということは、これはもうたいへんな問題ですわね、これ。その数字があいまいで、さて沿岸漁業を振興しようというような話では、これはいただけない点が非常に大きい。しかも、どれだけの被害を受けているかということについても、これは私は去年の記憶ですけれども、全漁連の発表では、二千何百億という数字を出しておられますね。去年も水産庁は、被害額がわからぬというようなことを言った——たしか、公害によって受けている数字は百六十億か、百八十億ぐらいだと言っていますね。あいまいですね。なぜ、そういうことになるのかという点を考えてもらいたいと思うんですね。

農業で農地がつぶれるということについては、これは掘っていますよ、これだけの農地がつぶれていくということについては、で、この漁場は、農地と同じだと思ふんです、生産側にとっては、これは農地以上に私は、重要だと思ひますね。そこに卵を生みつけ、そこでちっちゃな幼魚が育つて出ていくわけですから、そこを埋め立てられると、いうことは、これは沿岸漁業にとってはたいへん大きな問題だと思ふのですね。ですから、もう少しそういう問題についての、その被害の問題な

そこで、そういう漁業に最も適した沿岸が、あるいは漁場が次から次に埋め立てられていく。そこでそれと沿岸漁業振興政策との問題なんですけれども、どうも私の見るところでは、そういう埋め立てられようとしているところ、あるいはこれから三年後なり四年後に埋め立てられるという計画があるところ、そういうところについては、沿岸漁業構造改善事業とか、あるいはそれに類する沿岸漁業振興政策というものは避けて通っているという印象を強く受けているわけです。そういうことではないのか。

私の町の例を申し上げますと、鹿児島島の沿岸は、一区、二区、三区、四区と分けてゐる。で、一区、二区のはうは、これは漁業構造改善事業というのが進められてゐる。で、三区のはうはこれは志布志湾を中心にしたしましてあすこの十三キロにわたる沿岸を埋めるといふ計画があつて、そこにたたいへんな大きな石油コンビナートをつくらうといふ計画がありました、いま中座いたしておりますが。それに伴つて志布志湾から内之浦、佐多岬半島、それから錦江湾にかけての沿岸漁業構造改善事業とか沿岸漁業振興というものは行なわれなない。これは埋め立てる場合に、賠償金の問題も出るでしようし、せつかく金をつぎ込んでみて、これは埋め立てるのだとか、あるいはそれによる被害があつて沿岸漁業として成り立たないだらうとか、あるいは被害を受けるだらうというやうなことがあつて、おそらくおやりにならないのではないかという私は印象を受けてゐるわけです。四区は離島です。いま、御承知のように、離島のはうに石油基地をつくらうといふ、あるいはコンビナートをつくらうといふ計画が進められております。奄美本島の枝手久島です。そういうことで、三区なり四区というところは、そういう沿岸振興

○政府委員（内村良英君） 漁業構造改善事業の推進につきまして水産庁といたしましては、工場誘致の計画があるところでは、そういう事業をしな

い、というようなことは全く考えておりません。そこで先生から御指摘がございました鹿児島県の場合でございますが、御案内のように、昭和四十四年に北薩地域を指定しまして、続いて昭和四十六年には南薩地域を指定し、現在事業に入っております。これはまず鹿児島県の中で漁業のウエートの多いところから逐次手をつけていくという考え方でございまして、その二地区についてはすでに指定したわけでございますが、残りの大隅地区——この中には鹿児島湾を含むわけでございますが、及びお話しのごじました島嶼部、すなわち奄美大島、種子島、屋久島等の島嶼部につきましても、それぞれ今後、指定をいたしまして、百八の構造改善事業推進地区の中に入れて事業を進めるつもりでございます。

○鶴岡哲夫君　これは、そういう考えで進めてもらいたいと思いますね。そうでありませんと、それはあつちこつちすき間を見て沿岸漁業の振興をやらなければならなくなってしまうという心配もしなければなりませんし、そこまでいってないでしようけれども、そういう心配もするぐらいに考へております。たとえばいまおっしゃった沿岸漁業が盛んなところからという話ですけれども、

れは大隅半島——三区というのは大隅半島です。非常に漁獲高の高いところですよ。それで、そのまゝになっているのです。おそらくこれはなかなかなむずかしいんじゃないでしょうかね。いまおっしゃったですけれども、それで、そのままになっているのです。最も沿岸漁業振興をやらなければならぬところがやられない。志布志湾なんて、鹿児島では沿岸漁業で一番有名なところですよ。今日でも有名なところですよ。それが十二キロにわたって埋め立てられる可能性があるというようなところから、これがずっと今日までのけものになっている。あるいはあそこに小港がありますよ。これは漁港にしてくれと、熱心な要望ですが、なかなか漁港にならない。波見港といいますからね。ぜひあそこは漁港にしなければならぬとみんな言っている。漁民も一生懸命言っている。けれども、いつまでも波に洗われるままほうりたらかされていく。これは埋め立てる必要があるだろう。あるいは埋め立てられる運命にあるからほうりつてあるのだろうということすら言っているのです。よ、みんな漁民の人たちは。まあそういうことで、いま長官のおっしゃるように、これはぜひそういうことで進めていっていただきたいと思ひます。

次にお伺いしますのは、臨海工場地帯が至るところにできたわけですね。日本は独自の臨海工場地帯、つまり石油と鉄鉱石の上にこの高度経済成長政策ができたわけですから、石油は全部持つてくるし鉄鉱石も全部持つてくるわけですから、できたものを輸出するという関係で、どうしても臨海工場地帯をつくらざるを得ない。そうすると、うと、海岸部をどんどん埋め立てる。それでますます、臨海工場地帯という独特な形態が日本列島の中へずつとできちゃった。そういうことで沿岸がどんどんどんどん埋め立てられていく、そういう漁場が埋め立てられるということについて従来水産庁としてはどういう態度をとってこられたのか。沿岸漁民の、この十年なり十五年の歴史というのはこれは埋め立てに對する戦ひであつたり、公害に對する戦ひ、苦難の戦ひですよ。戦ひと言つて

いと思うんですね。そういうものに対して水産庁がどういう指導をしてきたのか。私は何にもやってきてないじゃないかというような感じすら受けるのです。やっていけるのは漁民、漁民は必死になつてやっている。水産庁は一体この十数年にわたる埋め立てについてどういふような態度をとつてこられたか。あるいは免許を与える都道府県知事に対してどういふ指導をやつてこられたのかという点を伺いたい。

○政府委員（内村良英君） 公有水面の埋め立てにつきましては、公有水面埋立法によります埋め立て免許が必要でございます。これは知事の権限になってゐるわけでございます。

そこで、私もといたしまして、これまで一番問題だと思っておりますのは、県の中に、御案内のように、開発を担当する部局と水産担当の部局とあるわけでございますが、これまでの各県の動きを見ておりますと、開発担当の部局が走ると申しますか、先にどんどん話を進めまして、そこで、その話がどんどん、現実的には漁業権の問題、補償の問題その他が進んで、その辺で県の水産担当者のところに話がくる。一べん話が進んでから今度は県の中の話ではなしに、外のはうから水産部局のはうに言ってくるというケースも多々ございましたので、私もといたしましては、水産部局が、そういう問題に対して十分関心を持ち、できれば開発のはうから計画を進めるような場合においては、水産部局の意見も十分聞いてくれというような態勢で、事を進めるように知事をお願いをするつもりでおります。そうしなければ、これはなかなか、県の中の話でございまして、水産庁としては知り得ないというようなこともございまして、まず県の水産部局を十分指導いたします。今後、埋め立てと漁場の維持という問題については、十分な調整をはかりながらやらなければいかんというふうに考えておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君　埋め立てについては確かに知事の権限に属しているのですが、問題はその埋め立て

るにあたって漁業権の問題があるわけですね。それで、その漁業権の取り扱いについて、水産庁としては、従来からきちっとした態度をおとりにならなかったのではないかとという考えを私は持っているわけなんです。まあ現実にも志布志湾の問題については、二年にわたりました漁民と接触をしていろいろやってきました。いまた、あっちこっちの埋め立ての問題についても、いろいろ漁民とあるいは漁協と接触をしながらやっています。そういう中で私が感じますことは、この埋め立てが、長年にわたってたいへんな勢いで怒濤のように日本の漁場を埋めていくという場合に、水産庁が、その漁業権の問題について、明確なはっきりした考え方をとっていらっしやなかったのではないかと、という印象を強く受けるわけです。

そこで、お尋ねをしたいのですが、御承知の大分県の風成の裁判がありましたですね。それで漁民が勝利を占めた。で、二審もまた勝利を占めた。そこで風成の裁判が終わってから、水産庁がこの漁業権の問題について、都道府県知事に對して指示をし通達を出したというふうに言われているのですね。で、私が見たところにありますと、初めて出したというのですね、水産庁が。ですから、これは四十八年になりますね。四十八年ですね。だから、埋め立てについて漁業法の八条も適用してやるべきであるという指示をしたというふうに聞いているのですけれども、書いたのを見たのですがね。これはそうなのか、そうおやりになったのかという点を伺います。この裁判には、御承知のように、水産庁からも担当官が出ているのですね。この指示をおやりになったのかどうか。

○政府委員(内村良英君) 昭和四十七年の九月二十二日に、漁業権の放棄または変更をする場合には漁業権行使規則の改廃手続をすべきである、という意味の通達を出しております。ちょっと御説明申し上げますと、「漁業権を放棄または変更する場合において、組合總會の特別議決のほか沿岸漁民の書面同意を要するかどうかについては、訴訟問題となっており、現在、地裁段階での裁判所

の判断が分かれているところである。

このことについては、漁業権を放棄しまたは変更することによって、必然的に漁業権行使規則に基づく漁業行使権者の漁業の行使に実質的な影響を及ぼすものであるから、書面同意制度の趣旨をふえんして漁業権自体の処分の前に必ずず漁業権行使規則の廃止または変更の手続をとり知事に認可申請をするよう関係者を指導されたい。

なお、埋立事業等に伴う漁業補償契約の締結にあたっては、組合は関係する組合員全員の同意をとって臨むようあわせて指導されたい」という通達を出しております。これは漁政部長名で出ております。

○鶴岡哲夫君　弱いね　長官が出さなくちゃ。

この八条を適用してという、いまおっしゃったことは、長々だから読まれたから、ちょっとつかみにくい点もあったですけれども、私は中身は了解しておるつもりです。わかっております。

そこで、この通達とおりにいきますと、これはなかなか漁民としては非常に喜ばしいことなんですよ、たいへん喜ばしいことです。まあ十数年にわたって沈黙を守っておった水産庁が、風成の裁判の一審の判決が出てこういう指示をなさった。これは水産庁長官の名前で、がちつと私は出すべきだと思う。これはたいへんよろこばしいことだと思つてゐるのですけれども、それで、これはちよつとこまかい問題になりますけれども、これは埋め立てにあつてゐる漁民にとってはたいへんな問題ですが、漁業権と入漁権ですね。これといまさつきお読みになりました行使規則、この漁業権とそれから入漁権とそれからもう一つ行使規則と法律の規定に差がありますね。これがどうも私は解せないのですけれどもね、漁民がぶつかつてゐるわけですね。そこで、いま局長がお読みになりました漁政部長の名前で指示なさつた、そのことで漁民はいま助かつてゐるわけですよ。そこでどういふことになるのですかね。漁業権と入漁権ですね、これは水協法の五十条によつて組合員の過半数が出席をして――正組合員ですね。準組合

員は除いて、正組合員の過半数が出席して三分の二以上の賛成があれば、漁業権の放棄ができる、入漁権の放棄ができる、こうなっているのです。ね。ところが、この漁業権と入漁権に当然一体としてある行使規則、これはいまだ同じような三分の二以上の賛成が必要というほかに、もう一つ漁業法の八条によってもう一つブレイキがかかっている。そのブレイキは、廃止変更する漁場で、漁業権の行使権を持っている漁民の、書面による三分の二以上の賛成が必要と、こうなっているのです。ですから、漁業行使規則については、これを変更したり消滅するときには、水協法によって正組合員の過半数が出席して三分の二以上の賛成が得られなければならない。もう一つ漁業法八条によってもう一つブレイキがかかっている。漁業法八条の趣旨をふえんとして漁業権自体の処分前に必ず漁業行使規則の廃止または変更の手続きをとり知事に認可申請をするよう関係者を指導された。というふうな指導しているわけでございます。

て、漁業権の問題についても行使規則の廃止なり変更等に伴うと同じような趣旨でやれという指示をなされたんでしょう、どうですか。

その根元の漁業権なり入漁権なりについての趣旨が、法律上はいまはないわけですね。おたくの通達、指示でやっていたらいいわけでもない。だから、これは漁業法の八条を改正をして、漁業権について、あるいは入漁権について、行使規則の場合と同じような趣旨をふえんとして、必要があるのではないかと、私の考え方です。そこで、そういう必要があるかないかというところについてはどうですか。私は、必要があると思うのです。ただ、いまお話の、風成の裁判で漁民が勝ったから、一応判例としてはできている。おたくの通知が、指示が出ているが、その漁政部長の指示というもので指導できるか。漁業権の放棄なり入漁権の放棄について、漁業法八条の趣旨をふえんした形で指導できるか。指示したんだから指導できるとお思いになるでしょうか。これは、どの程度の力があるものだろうか、というふうなふうに思うわけですね。私も、長いこと役所におったのですけれども、役所の仕事をあまりしなかったもので、それから、ちょっと不案内のところがありまして、そこで、どの程度の力になるものかという点ですね。

ております。

○鶴岡哲夫君、この四十八年の指示はたいへん喜んでおられますね、水産庁がいいことをしてくれました。これはやっぱりこう趣旨だと思ふんですね。やってもらわなきゃ困るわけですね。なお、念のために私は漁業法の八条を改正しておやりになったかどうかという希望を持っています。それについては、漁業法ははじめ全体の検討中だということですから、ぜひひとつこれを入れるようにしてもらいたいと思ふんです。

埋め立てのときの、実際、漁業協同組合の漁業権放棄の何といいますが、総会なんというものは、相当なものですね、これは相当なものだ。風成の裁判でも出ましたけれども、相当なことではめっちゃうんですね。いいからかげんと言っちゃいますけれども、まあいいかげんできめちゃうんだ。問題にならないのだ。

ただ、ここで私、念のために、いまいろいろ問題になっておるから申し上げたい、伺いたいのですけれども、水協法の五十条、組合員——准組合員を除いて組合員の過半数が出席した総会において三分二以上の議決によって漁業権を放棄する、というのが五十条に載っているわけですね。その五十条にいう正組合員の組合員というのは、水協法の十八条に組合員の定義が指定してあって、漁業を行なっている者、そしてまた、一年間に九十日から百二十日漁業に従事する者、こうなっています。いま盛んに問題になっておられますのは、この正組合員というのが問題だ。というのはいくつかの問題です。組合員、正組合員だと言っても、給油所のだんなであつたり、理髪屋のだんなであつたり、もう漁業から足を洗っている人が相当入っているわけですね。これはもうこの十年の間にたいへん漁業者もおかしくなりましたから、そのころが、一べん正組合員になるといって、その辞退の届けを出さない以上、それは正組合員としてずっと残っているというんですね。それで、一

員は除いて、正組合員の過半数が出席して三分の二以上の賛成があれば、漁業権の放棄ができる、入漁権の放棄ができる、こうなっているのです。ね。ところが、この漁業権と入漁権に当然一体としてある行使規則、これはいまだ同じような三分の二以上の賛成が必要というほかに、もう一つ漁業法の八条によってもう一つブレイキがかかっている。そのブレイキは、廃止変更する漁場で、漁業権の行使権を持っている漁民の、書面による三分の二以上の賛成が必要と、こうなっているのです。ですから、漁業行使規則については、これを変更したり消滅するときには、水協法によって正組合員の過半数が出席して三分の二以上の賛成が得られなければならない。もう一つ漁業法八条によってもう一つブレイキがかかっている。漁業法八条の趣旨をふえんとして漁業権自体の処分前に必ず漁業行使規則の廃止または変更の手続きをとり知事に認可申請をするよう関係者を指導された。というふうな指導しているわけでございます。

○鶴岡哲夫君、それはたいへん、さっきから言っているように、こういう指示でありまして、初めて水産庁が目ざめたというんです。漁場の埋め立てについて、初めて十数年ぶりに目ざめたわけですね。それも風成の漁民の奥さん方とか、漁民のおかみさんたちが、それこそたいへんな闘争をやつて、そして裁判をやつて裁判で勝った。そういうことを踏まえてのことだろうと思うのです。その後に出したということ、私は喜んでおるわけですね。これがいま埋め立ての、あちこちの埋め立てについての漁業権の場合に、それは効果があるわけですね。で、たいへん喜んでおるのです。そこで私は、これはちょっと蛇足になるのですが、私の希望ですけれども——その漁業権と入漁権よりも、漁業の行使規則のほうが二重に歯どめがかかっている。入漁権なり漁業権には一重の歯どめしかかかっていないというの、ちょっと私にげんなんです。本来、行使規則というのは、入漁権あるいは漁業権とそれは不離一体のもので、す。ついているものだと思うのです。ところが、

○政府委員(内村良英君) 先生御案内のように、漁業法第八條は、漁業権行使規則の設定、変更及び廃止の手續を定めたものでございまして、漁業権の消滅については八條で手續を定めておられます。そこで廃止につきましても、漁業権の放棄は水協法五十條の特別議決で法律上なっておりますけれども、いろいろ問題がございまして、先ほど読み上げました通達を出しまして、実際上は関係漁民の同意を得てやるようにというふうな指導しているわけでございます。

○政府委員(内村良英君) まず第一に、そういう指導者なしにはつきり漁業法を改正して、そういうした手續をきめるべきではないかという御意見でございますが、実は水産庁の中に、四十八年度から——漁業法がございまして二十年以上の歳月が経過しているわけでございますので、漁業法自体の検討を含めて現在検討会を持っております。それは単に漁業法だけではなしに、漁業制度全般に関することを検討しているわけでございますが、その検討会で検討する事項の一つに、この問題も考えなければならぬというふうに私も考えております。

それから、指導でやれるのかということでございますが、それから、法律の解釈の問題は、最終的には裁判で争われることになるわけでございますが、現在のいろいろな動きから見ますと、私どもがこの通達で十分指導ができるというふうに考え

ております。

○政府委員(内村良英君) 先生御案内のように、漁業法第八條は、漁業権行使規則の設定、変更及び廃止の手續を定めたものでございまして、漁業権の消滅については八條で手續を定めておられます。そこで廃止につきましても、漁業権の放棄は水協法五十條の特別議決で法律上なっておりますけれども、いろいろ問題がございまして、先ほど読み上げました通達を出しまして、実際上は関係漁民の同意を得てやるようにというふうな指導しているわけでございます。

○鶴岡哲夫君、それはたいへん、さっきから言っているように、こういう指示でありまして、初めて水産庁が目ざめたというんです。漁場の埋め立てについて、初めて十数年ぶりに目ざめたわけですね。それも風成の漁民の奥さん方とか、漁民のおかみさんたちが、それこそたいへんな闘争をやつて、そして裁判をやつて裁判で勝った。そういうことを踏まえてのことだろうと思うのです。その後に出したということ、私は喜んでおるわけですね。これがいま埋め立ての、あちこちの埋め立てについての漁業権の場合に、それは効果があるわけですね。で、たいへん喜んでおるのです。そこで私は、これはちょっと蛇足になるのですが、私の希望ですけれども——その漁業権と入漁権よりも、漁業の行使規則のほうが二重に歯どめがかかっている。入漁権なり漁業権には一重の歯どめしかかかっていないというの、ちょっと私にげんなんです。本来、行使規則というのは、入漁権あるいは漁業権とそれは不離一体のもので、す。ついているものだと思うのです。ところが、

○政府委員(内村良英君) まず第一に、そういう指導者なしにはつきり漁業法を改正して、そういうした手續をきめるべきではないかという御意見でございますが、実は水産庁の中に、四十八年度から——漁業法がございまして二十年以上の歳月が経過しているわけでございますので、漁業法自体の検討を含めて現在検討会を持っております。それは単に漁業法だけではなしに、漁業制度全般に関することを検討しているわけでございますが、その検討会で検討する事項の一つに、この問題も考えなければならぬというふうに私も考えております。

それから、指導でやれるのかということでございますが、それから、法律の解釈の問題は、最終的には裁判で争われることになるわけでございますが、現在のいろいろな動きから見ますと、私どもがこの通達で十分指導ができるというふうに考え

ております。

ております。

たび埋め立ての問題が出ますと、これはそういう漁業に全然従事していない人は、それは海を埋め立てられようという事ではないというわけですね。感じがあるんですね。いつも激しい問題になるわけですね。それで、漁業協同組合の中の正組合員というものの間に、相当数漁業に全く従事していないという人が正組合員として入っている。ところによりまると、埋め立ての話が出ますと、とたんに、その組合員が倍にふえたというところも出てくるのです。それは漁業補償をねらって倍にふえる。どうも組合員の、正組合員というもののについての考え方ははつきりしなさいけないんじゃないかというように思うんですね。けれども、鹿児島県の例で申しますと、鹿児島県では八十一か二の漁業協同組合があります。そして、正組合員というものが二万七千ぐらいだということです。組合員というものは二万七千ぐらいだ。ところが、農林省の統計調査部で出しておりますのによると、漁業に従事している者あるいは漁業をやっている者の兼業、専業を含めると少ないんです。一万ぐらい少ないんです。ここら辺、三分の二というときに非常に問題になりまして、困っておるんですがね。これは、漁業協同組合の正組合員というもののについてどういう考え方を持っていらっしゃるのか。特にこの十年の間に非常なる変貌を遂げておりますから、正組合員についてどういうような考えをお持ちになつていらっしゃるのかという点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 先生御案内のように、今日の法制下では、農業協同組合あるいは漁業協同組合は、本来自主的な運営をすることがたてまえてなつておりました。水協法も行政権の介入と申しますか、そういうものを極力排除するというような法制的には体系になつております。そこで、法律にはつきり九十日ないし百二十日以上漁業に従事しなさいなぬということが書いてあるわけでございますが、その判定の問題になつてくるわけでございます。

そこで、ある人が九十日漁業に従事しているかどうかという事になつてまいりますと、これは組合で判定していただく以外に方法ないわけでございます。行政庁といたしましては、そういった組合の判定を尊重してやっております。ございませう。私もまだいまい先生からお話でございます。またように、補償の問題が起ると、急にいままでもやつていなかった人が、小さな船に乗つてやつておるといふような話を聞きますけれども、いずれにいたしましても、漁業に従事していただく関係者が、たしか十分の一でしかたが要求して、県の検査を求めまして、組合の運営その他の検査をしたといふたしましても、その人が漁業に従事しているか従事していないかという事につきましては、とてもそういう行政庁の検査で判定できる問題ではないので、組合の判定というものを尊重してやらなさいなぬということに相なつてい

るわけでございます。

○鶴岡哲夫君 法律では十八條に、漁業に従事している者、その地区内に住所を有し、かつ漁業を営み、またはこれに従事する日数が九十日から百二十日と、そして定款の定めるところと、こうなつております。ここに明らかに法律に書いてあるんだが、それと違つたものについて、行政庁としては法律とは違つたものが、これに全く反してゐるものがあつてもそれはわれ知らずと、行政庁では知らぬということですか。

○政府委員(内村良英君) かりにそういう人がございまして、他の組合員から、あの人は正組合員として資格がおかしいんじゃないか、ということとで、行政庁の監査を請求しまして監査をした場合において、組合の現事者が、いやあの人は九十日以上一定款が九十日であれば九十日以上漁業に従事しているんだ、ということと判定しておる場合に、それに対する反論をあげて、いやあの人は九十日やつておらぬということと行政庁がやるという事はなかなか現実問題として、そこに検査官が常々やるわけでもございませうし、むづかしいのではないかと。だから、私もといたしまし

ては、やはり組合の判定というものを尊重せざるを得ないということに結果的には相なるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 この漁協の組合員は、いろんな形になつて、この十年の間に、たいへん変わつてい

ます。それでその漁業に従事していない人たちが、この十年の間に、地先の海というものは所有権みたいな考へてゐるんですね。漁民はそうじゃないですよ。漁民はその沿岸の海にあって漁業をやることを、それが漁業権なんだ。漁業をやつておることを、ところが、そう考へないんですね。漁民でない漁業者というものは、所有権のように考へておる。だから田畑を切り売りするように売つちまつてもいいじゃないかという考へ方になつてくるんですね。ですから、埋め立てと非常に關係してくるわけですよ。

私のところで具体的に志布志の問題もありました。いままた喜入漁協と岩本漁協との間の紛争にもなつてゐるんですね。県全体の問題になつてゐるんですね。ですから、私はそういう法律に規定してある正組合員というものが守られるように、はつきり反してゐるものはないように、これは通達を出したらどうだ、指示をしたらどうだ。先ほどの漁政部長の指示と同じように、これは非常に重要な問題だと思ひます。漁民は決してそこを自分の所有権みたいな考へてないですよ。やつぱり公有水面だ、その公有水面の中にあつて、それを活用して漁業してゐるということが漁業権だと思つてゐる。海から上がつてゐる人はそう思ひない。賠償金もらふということしか考へていない。まるで所有権みたいに売つておるやうな考へ方になつてゐる。一般の今度漁業に關係のない者はどう思つてゐるかというと、その漁民が売るときは沿岸というものは、これは国民全体のものじゃないか、そこで海水浴もしなさいなぬし、またながめもしない、いいこの場所でもあるし、これからはいへん重要な問題なんだ。それを漁民が漁業権を切り売りするように売つち

まつて、それで埋め立てしまふ、これは反対だ、おかしいじゃないか、こういう意見もあるのですよ。

ですから、埋め立てをめぐつていま非常に私は重要な段階にきてゐると思ふのです。漁民の側から言つても、それから漁民でない側から言ひましてもね。そこら辺については私は政府として、水産庁だけではなくて運輸省も、それから建設省もはつきりとした考へ方を出さなさいなぬときだと思ふのです。ですが、いま水産庁の問題についていいますと、正組合員の問題について法律ではつきりしてあるんだから、これがひとつ守られるようにという指示をする、指導するといふようなことをおやりになれば、それは県の漁連としてはつきりしてやります。何らかの検討なさつたらどうでしょう。これは漁協は御承知のように、学識経験者といふようなものが入ることになつてゐるのです。ですから、弁護士さんが入つたり、お医者さんが入つたり、商店の旦那さんが入つたりしてゐるのです。そういう人たちが理事やつたりなんかやつてゐるところもあるのです。だから、これは漁業やつてゐる人が漁協を牛耳つてゐる場合も至るところにあるのです。で、どうもそこら辺に埋め立てという問題が出てきて、漁場喪失という問題が出てきて非常な問題になつてゐる。これは嚴重に検討なさる必要がある。すみやかに検討して、そして指示をするという程度の指導をなさるべきではないかと私は思つてゐるのですけれども。

○政府委員(内村良英君) 漁協の組合員資格はこれは定款で定めてあるわけでございます。組合として定款を順守して業務を執行すべきことは当然でございます。したがつて、私もといたしまして、その点について組合員資格を定款を順守してやるようにという指導はもちろんです。ただ問題は、認定はやはり組合の理事者なら理事者の認定に待たなければいかぬ。九十日以上やつておるかやつてないかという話になりま

すと、そこまで、あの組合員は九十日やっつてないじゃないかということ、行政庁が何か拳証してやるということまではなかなかできないのじゃないか。そこはあくまで漁協は自主的な機関でございまして、尊重してやりたい。そこで九十日そこへ住んでおまして、過去において漁業やっていた。しかし、現在もうほとんどやっつていないというふうな人はやはり定款に従って準組合員なら準組合員にするということはどうも当然のことではないです。したがって、私どもといたしましては、そういう指導を「そうやる」ということは、そのようにしたいと思ひます。

○鶴岡哲夫君 おっしゃるとおり私は、定款の中に入つてどうこうというのではなくて、十八条の趣旨というものが行なわれるようにということ。というのは、この十年の間に非常に変貌してきている。いろんな変貌の形が出ておりますから、しかしそれがいま埋め立てを中心にして大きな問題になつてきている。その場合に、水協法の十八条の趣旨というものを守られるようにという指導をなさるということが、これはいまの漁協がきちっとした形になつていくというふうな思ひです。その意味で私は主張をしておるわけです。ですから、いま長官のおっしゃる通りに、そういう指導をすみやかにやつてもらいたいと思ふのです。そのことによつてこの十年の間に非常に変貌してきた漁協というものが、すっきりとした漁協の方向へ建て直つてくる。現状に合った漁業協同組合というものになつてくるというふうな思ひですね。ぜひそういう指導をしていただくように要望いたしておきたい。

この問題は、ちよつとこまかちところをやりたいた点もありますけれども、時間が無理ですから、次に移りまして、今度は三十八年にできました沿岸漁業振興会と今度新しくできます整備開発法ですね。この関係については先ほど足鹿委員のほうからも質問があつたんですが、沿岸漁業振興法に基づいて漁業構造改善事業というのが行なわれてきた。これ一覽表を見てみますと、たいへんこま

かい金なんです。第一次が、一カ所が百万円単位なんです。第二次になつて平均二百五十万円ぐらになつております。これはだから、漁業構造改善事業というのは、相当な問題があるんじゃないかと思ひます。実施の期間の問題、それから金額の問題。金額が小さい。一件当たり百万円ぐらいでしよう、第一次の場合ね。これは国の経費ですよ、補助金ですよ、小さいです。いまやっております第二次の漁業構造改善事業は、一件当たり二百五十万円ぐらゐの金になる。これはもつとでつかくやつたらどうですかね。さつちややらなければ——こんなちよびちよびしたんじや、海に洗われちやうでしよう、これは。砂に埋まつちやうでしよう、これ。目玉みたいな形になつていくのだな。何とかこれははつきりしない、いま沿岸漁業を根本的に建て直す絶好の機会に來てゐるんですよ。どんなことから言つたつて、だれが見たつて、沿岸漁業というものを直して再建しなければならぬ絶好の機会に來てゐるのだから、この際こういう問題については思い切つてやるべきです。それには、ばくがさつきから言つてゐるように、海がどのくらい埋まつたかわからない。わからなかつちやうでしよう。だが、水産庁の正確な調査がない——どれだけの沿岸漁業に被害を受けてゐるかという調査がないというのじや、世間さまに對してあるいは財政当局に對して説得力にならぬというのです。だから、こんな目玉みたいなもので、三年計画、五年計画、十年計画でやられたんじや、砂に埋まつちやうというふうな感じがするのだな。だから、そういう点についてどういふふうにお考えになつていらつしやるのか。

それと、今度整備開発法ができますけども、この際に沿岸漁業構造改善事業というものも根本的に洗い直す必要があるんじゃないか。従来のようなやり方じやなくて、思い切つて洗い直して見直すという態度が必要じゃないかと私は思ふんですけれども、そういう点についての長官のお考え方を伺いたい。

○政府委員(内村良英君) 構造改善事業の予算のお話が出たわけでございしますが、一地区平均では大体一億五千万ぐらゐの金を使つてやつておるわけでありまして。部分的には、あるところの漁場改良というのについて、かなり小規模になつてしまつたといふことはございしますが、一地区平均の事業量といたしましては相當な国費を使つてこれをやつておるといふことになつております。

そこで、先ほど足鹿委員の御質問に御答弁申し上げましたように、構造改善事業は、第一次十年やりまして、いま第二次に入つておるところでございしますが、いろんな問題がこゝでございようになつております。そこで、地域の事態に應じまして、下物の整備あるいは上物の整備に重点を置いてゐるというふうな形でいろいろやつてゐるわけでございますけれども、従来の実績等を見ますと、やはり上物の整備のほうにかなりウェイトがかかつてゐるということ、基本的な漁業整備は、もちろんやつてゐることもございしますが、けれども、漁獲等も必ずしも非常に大きなものをやつてゐるというわけでもないといふところで、今度この法律に基づきます漁場整備開発によりまして、もつと大きなもの、根本的な漁場整備をやりたい。そこで、それと地域でやつております二次構造といふものを結びつけて沿岸漁業の振興をはかつてまいりますと、相當の生産力の拡大、それに伴います漁家所得の向上ということが期待できるのではないかと、かなり意欲を保持して私どもは今後この問題に取り組みたい、こゝで思つてゐるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 従来、この十年年でおやりになつた第一次構造改善事業、これはいろんな批判がありました。そういう批判を受けたとて第二次構造改善事業といふものが始まつてゐる。しかし、その第二次構造改善事業もまた非常に小さなものじやないですか。ですから、いまや沿岸漁業といふのは、絶対これは見直して再建しなきゃならぬ絶好の機会に來てゐるんです。だから、いまこゝろ新しい整備開発法といふものが

出てきたこの際に、構造改善事業といふものをもつと思ひ切つておやりになつたらどうかと。金額は一地区幾ら私のところへ來ましたのは件数で書いてあります、件数で。たとへて言ひますと、第一次構造改善事業といふのは大分でいふと、これは件数でいいますと二百何件といふふうなあれですよ。金額でも小さいですよ。一件当たりなんです。このはちやなものです。百万円ぐらゐです。ですが、これはまあせつかくこゝろ沿岸漁業の整備開発といふようなものが出てきておるわけですから、ぜひ第二次構造改善事業といふものをもつと大型のものにしてやつてもらいたいといふことを申し上げます。

もう一つ、構造改善事業といふのは、漁協を単位にやつてゐるのですか。

○政府委員(内村良英君) 一例をあげますと、大型漁獲は県単位でやつております。それから地域の構造改善事業については、漁協がやつてゐるものもございしますし、市町村がやつてゐるものもございします。

○鶴岡哲夫君 次に、先ほど申し上げました沿岸漁業の振興の問題については、海洋水産資源開発促進法といふのが四十六年にやはり成立いたしました。これは、この目的の前の段階のほうは、沿岸漁業の問題について盛んに強調しております。後段のほうは、先ほどのお話にも出ましたセンターの問題が出てくるわけですね。海洋水産資源開発センターが後段の目的になつておるわけですね。前段のほうで、その沿岸の問題について強調いたしておりますが、先ほど足鹿委員の質問に對しまして、北海道の六地区と、それからまああと六つぐらゐあつて、全体として十二カ所ぐらゐが指定された。で、法律が制定されて三年になつてゐる。で、まあ指定は受けたが、事業はやるかやらないかといふところになつてゐるんじゃないでしょうか。これね、一体これはどういふふうなこれからおやりになるつもりなのか。目的の前段に出てゐる、この沿岸海域にある水産動植物

の増殖及び養殖計画を計画的に推進するとなつておりますが、これはどういふふうによつてこれから推進なさるおつもりなのか。

○政府委員(内村良英) 海洋水産資源開発促進法と沿岸漁業整備開発法案とは、増殖の推進によりまして沿岸漁業の生産の拡大をはからうといふねらいについては共通しているわけでございます。そこで、今度の法案というのは、そう考えなくては重複するのではないかといいことでございまして、先生御案内のように、これは仕組みを異にしておりまして、私もいいたしましては、それぞれ相まって運用されることによつてはじめて効果的な漁場の整備開発ができるのではないかと思っております。

そこで、具体的にどういふことかと申しますと、たとえば促進法は、開発区域の指定によりまして、海底の掘きく等漁業以外の海面利用を規制しよう、これは届け出制あるいは届け出勧告制等をとつておるわけでございますが、そういうことで増殖適地を将来にわたつて確保することをねらいにしているわけでございます。それで、確保しまして、そこへ大型漁礁をつくるとか、あるいは漁場整備をやるといふことで、今度の法案に基づきましていろいろな事業をやつていくということと、両者相まって仕事を進めていけば、沿岸漁業の振興に非常に役に立つといふふうに確信しております。そういう運用をしたいと思っております。

○鶴岡哲夫君 それじゃ、この資源開発促進法にいう海域を指定することになっておりますね。開発地域を指定するとなつていふのでしよう。それがいま十三か所から指定したといふのでしよう。百幾つ指定する予定でしよう、計画としてはそうじゃないんですか。その中のいま十二か十三か三年たつて指定した。指定しつぱなんでしょうか。何もやらぬでそのままでいいんですか。ですから、三年たつていふんだが、十三か指定をしたと。これからどうこれを推進なさるおつもりかといふことを聞いていられるわけですか。

○政府委員(内村良英君) 沿岸水産資源開発区域の指定につきましては、これは都道府県知事が計画を策定いたしまして上に上げていくことになつております。先ほど足鹿委員の御質問に御答弁申し上げましたように、現在知事から農林大臣に協議のある具体的な指定の対象水域は一道三県の十三区域でございます。そのうち北海道の六区域につきましては、すでに農林大臣が関係の各省と調整をいたしまして現実に指定をいたしました。

残りの七地区につきましては、現在関係各省、まあ運輸省、建設省等と意見調整中でございまして、私どもの見ているところでは、大体内には残りの地域の六つはもう必ず指定できるといふふうなことでやらなければならぬし、石川県の三地区につきましてはもう近く指定するつもりでおります。そこで、確かに計画の場合には百以上あつたわけでございます。私もいいたしましては、今後沿岸振興につきましてこの両制度を相まって運用するといふことは重要でございますので、今後とも関係の都道府県知事に要請いたしまして、もっとも指定地域をふやすようにしなければならぬといふふうな考えをおるわけでございますが、今日までの運営は遺憾ながらそのようなことになつておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 百をこすような地域を想定しておつて、三年たつてみて、まあ六つは実際指定できたが、あとはまだ相談中である。それがことし中にできても十三地域しかない。じゃ、あとどうなさるんだと、三年以上たつていふじゃないですか、一方、下段の目的の、センターのほうは活発に動いておるじゃありませんか。前半の沿岸漁業の問題については、これはおっしゃるやうに都道府県知事が申請をしてくることになつていふのだけれども、それを何か漫然として待つていふんじゃないかといふやうな印象を受けるんですよ。これはもちろん水産庁として都道府県と相談の上いろいろ協議をなさつて積極的に指導し、進めていかなければならぬ問題だと思うのです。それを何かそうじゃなくて、都道府県知事が

黙つていふから、おれのは黙つていふんだと言わんばかりのやうな印象を受ける。これは私は、とんでもない話じゃないかと思う。後段の久米センターのほうも盛んに動いていまして、前段のほうはさっぱり動いてない。動いてない。おそろしく動いてない。で、そうしておつて、一方じゃ、今度は沿岸漁場整備開発法というやうなやつはな法案が出てくる。そしてまた、先ほど申し上げた沿岸漁業振興法に基づく構造改善事業というの、どうも私の印象ではさつきりしない。ちよつぱりしかな金はないといふやうな話では、一体どういふことなのかといふことを私は聞きたいわけなんです。

ですから、これは百幾つを目標にしてこれから積極的に前進になるのかならないのか。三年たつて一割ぐらいいしかできぬやうじゃ、これはどうにもならぬ。どうも水産庁はきちつとしないうすね。きちつとしないうすね、という気がしてしやうがないですね。これはいまの水産庁長官の責任じゃないのだけれども、前々の長官にも責任があると思ふんですけれども、どういふふうにお考えですか。

○政府委員(内村良英君) 先ほどから御答弁申し上げておりますやうに、今後の沿岸漁業の振興のためには、この二つの法律をそれぞれ有機的に活用してやつていくことが非常に大事だと思ひます。そこで、今度の沿岸漁場整備開発法案の付則にも両者調整をとつてやるやうにいう規定がございまして。

そこで、いま、非常に指定がおくれておるじゃないかといふことでございまして、北海道につきましては六地区指定したわけでございます。今後、石川につきまして三地区、なるべく近い将来すぐ、あんまり遠くない時期に指定いたしますので、これによつて内地の場合のやうな指定地域のパターンがある程度できますから、そういうものを参考にしながら関係の都道府県知事を指導して、もっと指定の数をふやしていきたい、これは私も常々そう考えているわけでございます。

まして、大体先生の御指摘の御趣旨に沿つて運用をやりたいといふふうにしております。

○鶴岡哲夫君 次に、沿岸漁業の場合に問題になる遊漁問題ですね、これどうなさるおつもりか。どういふやうな考えを持っていられしやるのか。これは四十三年と四十四年にこの調査を行なわれただけですね。もうだいたい前の話、五、六年前の話なんです。この五、六年前のときの調査で、遊漁者の総数というのが七百万で、そしてそれに対して、そのための船というのが二万隻以上ある。漁船も加えると四万六千隻といふのが遊漁に使われている。また、そういうことをやつていふ漁協が、約千七百の漁協がやつていふという状況です。これは五、六年前の数字ですけども、いまはどういふやうな状況になつていふのか。

もっとこれはふえていふんじゃないかと思ひますし、いろんな意味で、この問題は沿岸漁業との関係で漁業の再生産あるいは漁場の秩序という点等からいひまして、また、一般国民の保健、休養、そういう問題からいひまして、何かここで水産庁としては、はつきりした考え方をとおしになる必要があるんじゃないかといふ私は考へなうですけれども、たいへんです。いま、私のほうの鹿児島あたりで、地方区なものですかあつちこつち自動車がとまつていふのです。とんでもない所に。何でこんなところに車があつちこつちとまつておるのかと思ふと、みんな下で釣りをやつておるわけですね。それで、漁協に行きますと、漁業なんかやらないで漁民の人は待つていますよ、船着き場に。そうしてみんなきれいな船が、ちやちやな船が一ぱいありまして、鹿児島でも、大阪や名古屋あたりからたくさん来まして、で、そういう船に、漁民は、それに乗せていつて、どこかに置いておつて帰つてくると、それだけでけつこう一日三千円、五千円、六千円といふお金が入るという形になつていふですね、いま。ですから私は、いま二千万といふ数字だらうと思ふのです。あるいは二千万をこすだらうと思ふのです。

ね。たいへんな数字になっておるのですけれども、これと沿岸漁業との関係についてどういふふうにお考えになっておられるのか、伺っておきたいと思ふのです。

○政府委員(内村良英君) 私どもも遊漁者と漁業者のトラブルにつきましては、いろんな話を聞いております。

そこで、水産庁として、どういうことをやっておるかということですが、各地域の実情に即しつつ遊漁問題の現実的な解決をはかりましたために、各県に漁場利用調整協議会というものを設けまして、そこでいろいろ漁業者と遊漁者との紛争の防止等の仕事をやらしているわけでございます。中央にもまた同じような協議会がつくってございます。そこで、中央協議会の審議結果に基づきまして、昭和四十七年の五月でございまして、次のような通達を出しております。都道府県海面漁業調整規則により調整を行なうのが適当な事項としては、遊漁者の漁具・漁法の制限、遊漁船の届け出制、アクアラングを使用し動物を採捕する者の許可制、などがある。それから次に、海区漁業調整委員会の指示により調整を行なうのが適当な事項としては、漁業調整規則により遊漁者が使用可能とされている漁具・漁法についての一時的、地域的規制を行なうこととして、それから、指導により調整を行なうのが適当な事項としては、遊漁者の安全対策、人身事故対策等について行なうこととして、というふうなことで、かなりきめのこまかい指導を原にしているわけでございます。

ところが、いろいろな紛争が最近ますますふえてきているというふうなこともございますので、先ほど申し上げました漁業制度の検討会をいまやっていますわけでございますが、この中で、場合によっては、法律をつくって、この調整をやるかというふうなところまで踏み込んで検討しよう、という姿勢でいろいろ検討している段階でございまして、○鶴岡哲夫君 今度は、先ほど言いました海洋水産資源開発センター、これについて伺いたいのので

すけれども、これは四十六年の七月に発足をしたので、これは、私の聞きたいのは、これは、沖合い、それから遠洋漁業の新漁場開発調査のため海洋水産資源開発センターをつくる。そして企業ベースで漁業生産活動を行なう必要のある条件。漁場の条件とか、漁獲の方法とか、いろんなことを調査されるわけですが、私は、これと水産研究所との関係について聞きたいわけなんです。これを見ますという、非常に広範な――私のところにあるのは、開発センターのしおりがきておりまして、それからあと、四十七年にどういふことをやり、四十七年にどういふ計画だというのがきているのです。これは、日本のこの薩摩沖から始まって、世界の各地域にまたがっているという調査をやつてらっしゃるわけですね。これと農林省が持つております水産研究所の、特に静岡の清水にありまして遠洋水産研究所との関係。それから、この水産センターですね、いまのこの水産センターに農林省の職員が、水産庁の職員が行つておるのか行つてないのか、それから、そのセンターは、職員が非常に少ないんですね。職員は、初めは十一名で発足している。いま部長二人、課長四人ですか、それ以外に職員は合わせて二十名くらい。そしていま申し上げたように、世界の七つの海にまたがって調査をやつて、というふうに出ているんです。ですから、いま私が申し上げたような点についてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(内村良英君) 海洋水産資源センターは、先生御案内のように、漁場として未利用、または低利用の段階にありながら、潜在的に相当量の有用水産資源が存在すると推定される海域におきまして、それらの漁場で、企業的な漁業操業ができるかどうかというこの可能性を調査するのが海洋水産資源センターの設立の大きなねらいでございまして、すなわち、基礎的な研究ではない、ある程度もう資源がそこにあると、そこでその資源を利用して、はたして採算が成り立つかどうかというこのことを調査するのが、海洋水産資源開発セ

ンターの仕事でございまして、それに対して、水産庁の水産研究所のやつております仕事は、基礎的な資源調査、あるいは養殖等の技術的な調査――そういった基礎的な調査を水産庁の研究所でやつておられて、前のセンターの調査というのは、企業化が可能であるかどうかという調査でございまして、役所がやるのはどうもふさわしくない調査でございまして。

そこで、それじゃセンターに水産庁の人間が出向しているのかということですが、出向はしていません。ただし、水産庁をやめていた者はもちろん相当おりますけれども、出向はいましておられません。

それからその開発センターの調査船に水産庁の研究員が乗っているんじゃないかということですが、ざいですが、たとえば東海水産に漁具、漁法の研究部門がございまして、現実に、水産試験研究所の予算等も制約がございまして、独自の船を出してやるということとはなかなかできないというふうな場合に、その船に乗りまして、もちろん経費その他はこちらで持つて行つていまして、乗るというふうなことはやつておりますけれども、開発センターの試験船のものを水産庁が入つて一緒にやつていくということにはなつておりません。その船を利用いたしまして、水産研究所の試験研究をやつておるといふようなことになつておるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 私は、いまおっしゃった、これは企業ベースでやるかやれないかという点を中心にしておやりになる、これは承知している。問題は、資源があるかどうか、潜在的な資源があるかどうかということ、これは水産庁が持つておられます。静岡にある遠洋水産がとおやりになるんで、あるいはどうかということについては、このセンターでおやりになるんでしょ。というふうには理解をされているわけですよ、間違いないですか。そこで、私の疑問に思ひますことは、あとでも

問題にしたいんですけれども、静岡の清水にある遠洋水産研究所、これは昭和四十二年にできたんです。つい最近できたんです。これができたばかりの小さいやな――小っちゃなやつたら恐縮なんです、この遠洋水産研究所に、私、農林省の名簿を持てきてますから、どういふ職務の者がどういふふうにおるといふことは、これは一目りようなんなんです。これは職名書いてありますし、名前もちゃんと載ってますからね、どういふ仕事をしているかというところはもう明らかで、一目りようなんです。人間がどれだけ配置してあるかということもきちつとわかつてる。この四十二年にできた遠洋水産研究所で七つの海を調査できるのかどうか。――できないでしよう。やれるわけじゃないやないですかと私は思ふんです。そうすると、さっきおっしゃつたけれども、このセンターとの関係について問題がありませんか、と言つていらっしゃる、考えておるわけですか。もちろん、センターの船に、水産庁の方がお乗りになると、あるいは水産研究所の人が乗つて研究をなさると、あるいはそこで集めたデータを水産研究所が分析をするというふうなことをやつていらつしやるわけでしょう。しかしどうも私はすっきりしないんだなあ、そういうふうにお感じになりませんか。

私が一番心配してゐますのは二つあるんですけれども、一つはもうやめにしまして、一つは、たいへんに遠洋なり、沖合い漁業というのが発展をしてきた。それに対して水産庁の研究体制というもの、日本の漁船はこまかいな、といつても、七つの海に出かけているのです。ですから、それに対して四十二年に海洋水産研究所というものができまして、七つの海の資源の調査やなんかおやりになるんだらうと思ふのですけれども、非常に不備じゃありませんか。その不備な点をこのセンターが、政府の機関でない、四十六年にできたセンターというものが相当補なつてやつておるのじゃないか、ということを考えているわけですか。これじゃ

困る。その点についていかがです。

○政府委員(内村良英君) 私もしろうとでございまして、必ずしも詳しいことは申し上げることができないわけですが、資源調査の場合には、やはり十分たくさん資料を集めて、その資料を分析するということが大事な仕事でございまして。

そこで、資料の収集につきましては、遠洋水研は、都道府県及び大学の公庁船、これはマクロ三十一隻、サケ・マス二十二隻あるわけですが、最近の漁船がかなり正確な漁獲統計を出しますから、そういったものも全部集めて、もちろん、その中には場合によっては、先ほどお話しにしました開発センターの漁獲統計等も使うわけですが、そういう資料を十分集めて、そこでポピュレーション・ダイナミクスというのですか、何か分析の方法がございまして、その資源分析をやるということになっておるわけですが、したがって、スタッフが大きいに越したことはございせんけれども、やはり十分な資料を集める体制が必要でございまして。と申しますのは、自分たちがやるということはどうしても限界がございまして、いろいろな機関の資料を広範に集めて、そういったものを分析して資源評価をやるというふうになるわけでございます。

そこで、現在そういうことで、遠洋水研は、いろいろ資料の収集をやっておるわけですが、同時に、オホーツク海、カムチャツカ半島周辺の海域のニシン、カニ、ツブ、スケソウダラ等の資源研究は北海道の水研が遠洋水研に協力しておりますし、東海・黄海の底魚、アジ、サバ等の資源研究は、西海区の水研及び日本海区水研が共同してやるということで、重要な魚種につきましてはそういうふうなこともやっております。したがって、人数を確かにもっとよやすほうがいいことは、先生の御指摘のとおりでございまして。しかし、と同時に、十分なる資料の収集が必要だ

ということ、その点についても非常に遠洋水研は努力をされているところでございまして、スタッフが多いに越したことはございせんけれども、自分で調査することには限界がございまして、資源評価についてはいろいろな機関の資料を十分活用するということが大事なのではないかと思っております。

○鶴岡哲夫君 それはもうおっしゃる、そのとおりですよ。ただ、いま日本の漁業のたいへん大きな変化の中で、やうと四十二年に遠洋水研というのができておる。その遠洋水研が、私に言わすならば、七つの海、これをいろいろしなやかならぬ。そのために、漁船の資料も活用する、あるいは大学なり水産高校の船の資料も利用する、あるいは水産センターですねこのセンターの資料も利用する。これは当然のことです。それにしても、この遠洋水研というのは貧弱じゃありませんか、ものすごく貧弱です。あとで試験研究機関の問題について全体についてお尋ねをしたいと思います。私は、水産行政がいろいろな意味でいまのたいへんな変化の情勢の中で、即応できないでいる一つに、水産試験場を考へ、水産研究所を指摘したいと思っているわけなんです。あとほどこれはまた伺いたいと思います。

次に、海外漁業協力財団ですね、これについて伺いたいのですが、これは開発途上国を中心とした領海あるいは漁業水域の拡大の動き、そういう動きが深まる中で、わが国の漁場の確保あるいは海外の漁業協力等を一体的に推進するために四十八年、去年の六月につくったわけですね。そこでこの四十八年度予算を見ますと、補助金が十二億、それ以外に農林省が出している補助金が四十九年でございますと二十六億、それから外務省が出ている出資が十億ということになっているわけなんです。これは私は、これから非常に大きな役割りを果たしていくのだらうと思うのです。この財団の予算の規模はどの程度のもので、この政府委員(内村良英君) 予算はほとんど補助金

によってまかなわれておりまして、ただいま先生から御指摘がございましたように、四十九年の予算は総額二十六億一千五百万円になっております。そのうち、貸し付け資金の造成費が二十五億、外人招聘費が六百万、海外派遣専門家の補助確保費が千九百万、海外研修生受け入れ事業費が千四百万円、そのほかこの事業と関連いたしまして政府の無償援助の中で、水産ワグとして十億円外務省の予算に計上してございまして。

○鶴岡哲夫君 それでは、これは、融資をすることになっておりますね。その融資が、無利子の融資とそれからもう一つは、三分五厘の融資と二つに分かれておりますね。漁業を営む法人、日本の。これが外国の漁業と合併をするとか、あるいはいろいろなことをやる上において、無利子の融資をなさる、あるいは三分三厘のたいへん低利の融資をなさる、けつこうなことだと思っております。ですが、日本の漁業に対する融資には、無利子の融資というのがあるのですか。ないでしょう。農業にはあります。これは、無利子の農業改良資金二百十億ですね、四十九年は、これはもうおそろく二十年ぐらいいついているのじゃないですか。農業にはいまい言うように無利子の融資というものがあつて、これは二百十億、しかもこれは約二十年にわたって行なわれておる。ところが、日本の漁業については何もなし。無利子の融資なんてありません。これはどういふことなんだ。そして今度

は新しくこの財団ができて、そして外国の漁業についての協力関係については無利子の融資をする、三分五厘という非常に低利の融資をする。日本の漁業は一体どうするのか、だれでも聞きたくなるのです。なぜこうなっているのか。日本の漁業だつて無利子の融資をしたらどうか、農業だつてやっているのだから、二十年にわたつてやっている。農業よりもっと漁業については無利子の融資があつてしるべきだ。

いままでも農業を見習つて、見習つてというふうに来ていたのだから、どうですか、無利子の融資をするというその程度のことを、そのぐらいのこ

とを考えたにたたらどうか。あるいは三分五厘というふうな、安い利子で貸し付けるといふものがあつてしかるべきだと私は思ふのです。また、長官に言わせれば、いま検討会を開いているから、その中で検討しておりますということになるかもしれないけれども、答弁は、私は、どうもその点は水産庁としては、この姿勢は根本的に考えないといけないと思ひますね、いかがですか。

○政府委員(内村良英君) 農業に改良資金があつて漁業にはないじゃないか。さらに、海外協力財団で無利子の貸し付けを、海外の日本の漁業の活動に出すのはおかしいのではないかと……。

○鶴岡哲夫君 いやおかしくない、けつこうだと。漁業もやれと言ふのだ。

○政府委員(内村良英君) そこで、私も似たしまして考えますことは、農業について改良資金制度ができて相当年月がたつておるわけですが、私の承知しているところでは、これは農業の改良普及員の活動と結びつきまして改良資金ができたわけがございまして。水産業の場合にも、先生御案内のように、改良普及員制度があるわけがございまして、指導の形態等が違つたというふうなことがあるのではないかと……。

したがって、無利子の融資というところがあることは望ましいわけがございまして、非常に、農業の場合には、普及員の活動として、非常に小さな事業もやってみるというふうな場合の、資金措置というところで、普及改良資金ができたのかと思ひますけれども、漁業の場合の改良普及の指導というものは、そういうふうなものにとちよつと違つた、やっぱり漁船業が主体であつたわけがございまして、違つていたのではないかと……。

が、これは、今後養殖のようないふものがあつてきて、改良普及員の活動する場面がどんどん広がつてきているわけがございまして、特に後継者の養成というふうなことを考えた場合に、そういった制度を考える必要があるかと思ひます。したがって、将来の課題として、そこは検討しなければならぬというふうに私も思つて

おります。

それから海外について無利子あるいは非常に安い三分五厘の金利のものでやっていると、どういふことかという点でございしますが、この点につきましては、やはりほかの国とのいろいろな制度、特に西独等が最近非常に漁業協力やっておりますけれども、そういったものとの均衡といいますが、バランス等もあって、無利子ないし三分五厘というような金利でやっておるわけでありまして、国内のものとは金利体系は、別な角度から決定されているということでございます。なお、水産の改良資金につきましても今後十分検討しなければならぬというふうに思っております。

○鶴岡哲夫君 私、この財団が、海外の漁業協力の場合に、無利子のことをおやりになる、あるいは三分五厘という低利でおやりになるという、そのことを否定しているのではないのです。けれども、この話だと言っているのです、けつこうだとか、しかし、日本の漁業についても、お考えになったらどうですか、三分五厘という低利のものを考えたり、あるいは無利子のものを考えたりになったらどうかと。現に農業は二十年前からやっておるじやありませんか。そして現在、二百十億という無利子のワクを持っているじやありませんか。漁業はいままで何もありません、それじや済まぬじやないかと。今後ぜひこれをお考えいただきたいと言っておるわけです。何も否定しているのではない、けつこうだということですが、ですが、日本の漁業についてもお考えになってくださいと、こういうことを言っているわけですね。

大臣、私は、こういう点を、ぜひ改めてもらいたいと思うのです、農業にはあるんですから。いま二百十億の無利子の融資を行なっております。これは、いま後継者養成ということになっております。前は、そうじやないんですけれども、いまは後継者ということ、二百十億の無利子の融資を行なっております。漁業についても、やはり考えるべきだと思います。いま長官も検討事項だというように御答弁ですけれども、ぜひ大臣のほうも、

そういうことで御努力をお願いしたい。大臣のひとつ考えを聞きたい。

○国務大臣(倉石忠雄君) 大事な問題でありますので、全体の金融制度との関連もございしますが、十分検討してまいりつもりでおります。

○鶴岡哲夫君 大臣、大臣の答弁は少し薄まっちゃっているですよ。薄くなっちゃっているんです。それで大臣、いま沿岸漁業は、これはもう再建の絶好のチャンスですよ、どんな立場から言っても。ですから、農業は、もう二十年も前からやっている、日本の漁業に対しても、これはぜひ無利子のそういう資金というものを創設してもらいたいということを重ねて要望いたしておきます。

そこで、海外漁業協力財団、これは何か急にでかくなるようですね、百億ぐらいの規模になるんだそうですね。二、三年のうちに百億ぐらいになるの、では、いまは二十六億ですけれどもね。わあ、と大々になるの、では、そこで、この財団は、外国との交渉もやるのですか。貸し付けだけですか。貸し付けあるいは技術者の派遣あるいは養成もやるのですか。交渉はどうなんですか。たとえば大きな企業が、大手の水産会社に向こうと、ある国の漁業者との間で合弁会社をつくるのか、あるいは協力関係を結ぶとかというふうな場合に、この財団というのはそういうことに對して金を貸すだけではない、そういう折衝なり交渉なり等についてもタッチしていくのか。金貸すんだから、貸すという立場から、これは交渉にも乗り込んでいくというふうには、私は思っているわけですね、どうでしょう。

○政府委員(内村良英君) 交渉の隣りの部屋におりまして、援助するわけでございます。交渉をやっているところ、いろいろ話をしておる。その場合、隣室におりまして、それじや幾らか必要らしいと、貸してくれませんか、というふうな場合に、それは貸すとか、貸さないとかいうふうなことで、側面的に援助する。こういう機能を付与されているわけでございます。

○鶴岡哲夫君 わかりました。

實際上、交渉に入るの、では、おそれなくね。そこで、本邦法人と書いてありますが、本邦法人に對して、外国との漁業協定なり漁業協力なり、合弁会社をつくる。そういう場合に、無利子の金を貸す、あるいは三分五厘の金を貸すというふうになっているんですね。この法人という中には全漁連は入るのですか。

○政府委員(内村良英君) 全漁連も入ります。日経連も入ります。日経連は現に具体的な話がございします。

○鶴岡哲夫君 そこで、カツオ・マグロ、いわゆる日経連、その日経連が他の国と、途上国との間に漁業協定を結ぶ、あるいは現地合弁会社をつくるというふうな場合に、日経連に入っていないカツオ漁業者は相当あるのじやないでしょうか。日経連に入っていないものですね。たとえば、私のほうの鹿児島島の枕崎の漁協というのがあります。この枕崎の漁協は漁協として五隻の自営船を持っております。三百トン五隻を、これはこの日経連に入っていないのです。こういう日経連に入っていない漁協、あるいは漁協の自営船というものは相当あると思う。さらに、そういう業種別の漁協に入っていない小さな中小の漁業者、タイをとるとか、イカをとるとか、というふうなものが相当領海に入り、二百海里の中に入っている、これは一とも御承知のとおり。そういう人たちはこれは一体どうなるのか。これは全部全漁連に入っているわけですね。全漁連はそういうものをまとめて、向こうでいろいろな協力協定を結ぶとか、あるいは現地、合弁会社をつくるのかというふうなことも考えていらつしやるのかどうか。すぐ起こる問題ですね、これ。どうでしょう。

○政府委員(内村良英君) まあ相手国の、二百海里の経済水域ができるかどうかは別にいたしまして、現実問題といたしまして、二百海里の中で操業する中小漁業者の中ではマグロが一番多いわけでございます。そこで、今後、日経連あるいは全漁連等が相手国と協定を結びまして、これらの水域で、わが国のマグロ漁船の安全操業を確保するということが必要になることが考えられるわけでございます。すでに、日本とインドネシアの漁業取りきめでは、日経連及び全漁連の代表者とインドネシア政府代表との間で協定ができておるわけでございますが、この場合に、いわゆるアウトサイダーの安全も確保されているわけでございます。そこで、アウトサイダーがどれぐらいあるかと、要するに、日経連にも全漁連にも入っていないものがどれぐらいあるかと申しますと、私どもの調査では、ほとんどございしません。いずれかに入っております。したがって、日経連、全漁連が共同して今後いろいろな開発途上国と、すべての協定をやるということになりますと、すべての日本のマグロ漁船の安全操業は確保できるんじゃないかというふうに考えております。もちろんその日経連に入っていないマグロ船があることは事実でございますが、それも全漁連のほうには入っております。どうでございますか。

○鶴岡哲夫君 いま非常に混乱しておる途上国も、いまだに疑問が出てくるわけですね。この間、大日本水産会の方が、ここで参考人としてお述べになったときに、業種別の漁連で途上国との間に協定なり協力関係なりあるのは合併なりというものを考えていく必要があるというふうなお話があった。そのとき私は、はあそれじや、日経連に入っていないカツオ・マグロ漁船というものは相当あると。それは一体どうするんだと。あるいはまた、これは漁連には入っているけれども日経連には入っていない。また、業種別の漁連に入っていない、タイをとるとか、アワをとるとかいう小さなものも領海の中に入っているわけですね。領海の中に入っているわけですね、そういうものは一体どうなるんだというふうな疑問があったし、それから現地でやればり心配しておるんですね。ですが、いまお話をしように、これは全漁連がそういうものを取りまとめて、漁連に入っているわけですから、全漁連

が法人としてそういうような取り扱いをなさっていくということであれば、これはけっこうだと思えますね。ぜひそういうことで水産庁としても指導をし、奨励をしようという思いを申し上げます。

もう一つ、いま漁業は、たいへん内外の情勢の中で非常にきびしい状況にあるわけですが、もう一つこの石油の問題についてですね。これがないと、三倍以上も上が四倍にも上がってきた。ところがそれは上がたんだけれども、それを製造工場にたいに、なかなか価格の中にこれを埋められないといいますが、転嫁できないといいますが、悪いことばで言えば、転嫁できない。ある意味では漁業というのは、最も自由競争といいますが、独占的でありませんから最も自由競争で、しかも流通過程が非常におくれていますね。特に漁業の流通過程というのはおくられていますね。

私が一番痛感しましたのは、農林省で野菜や生鮮食料品の流通過程の調査をやりましたですね。それに基づいていまの流通局ができたわけですが、それで野菜や生鮮食料品の流通過程の調査というのできたんです。これぐらいのりっぱな、二五〇ページぐらいのが、印刷になった。それから一月ぐらいいくられて水産庁が、水産の流通過程についての調査を出そうということで調査をなさったんですよ。その野菜をやった同じメンバーで、そのままのメンバーでやったんですよ。それで、できたか、と言って、くると言ったんですよ。で、持ってきたのを見たら、四ページぐらいのガリ版刷りですよ。だから同じメンバーで、大学の先生はじめとして同じメンバー二十名ぐらいで生鮮食料品の野菜の流通過程の調査をやった。それがりっぱな印刷になった。それだけの人間がそのまま水産の流通過程についての調査をやった。出てきたものが四ページぐらいで、ガリ版刷りだ、こんなもの何だと言ったんです。どだい水産庁の流通過程というのはだれがどうしてわからないのか、たった四ページぐらいのもので、ガリ版刷りだ、何を一体水産庁やっているのかというの

が私のそのときの率直な意見です、考えです。それじゃこれは問題の流通過程なんというのはどうにもならない。何があつてそんなことになつていくのかということも聞きたいのですけれども、これは時間ありませんから。ただ、たいへん粗末である。それだけにこの流通過程というのは全くこれはものすごい自由競争ですよ。だから、重油が三倍以上上がった、四倍以上上がった、そのために生産費は高くなつていくけれども、なかなかとつてきた魚を売る価格というものはどうにもならぬわけですね。

そこで、今度のいまの附帯決議の中でも、経営に見合つた魚価を保障する、あるいは確保するという努力をしようといふという附帯決議をつけるといふことでいまやっている最中だと思つておりますが、これはどういふふうにお考えになりますか。冷蔵庫がどうか、流通過程がどうだとか、いろいろ書いてありますよ。いつまでたつても効果あがらないですよ、これ。そこで、重油について。私はこれは畜産のえさ以上の重要性を持つていふところですよ。えさに対してはこれを下げるためのいろんな補助金もお出しになつた。重油に対して補助金を出しになつたらどうですか。三倍ですよ、四倍ですよ。えさは二倍に上がったんですよ。一方のほうは四倍に上がつていふ。それに対して重油を下げるための何かの措置をおとりになつていただきたい。補助金出してもらいたい。去年えさに出したじやないか、漁業に出せないかということですよ。それについての見解を聞きたい。

○政府委員(内村良英君) A重油の値上がり、漁網の値上がり等によりまして経費が非常に上がつてきている。一方、魚価になかなか転嫁できないというお話があつたのですが、そこで漁業経営が非常にむずかしくなつてくるのではないかと、これは私も非常に心配しておるところでございます。そこで、今後この問題について、どうなつていくかということとは窮極的には魚価の安定と申して

ますか、経費を償える魚価を確保しなきゃならぬわけでございます。そこで、農業の場合には、いろいろな価格支持政策がございますが、水産の場合にそれがないうわけでございます。ないのは、やはり非常に魚に種類がたぐさあるということと、それからやはり何と申しましても生鮮食品でございまして、同じ五キロなら五キロのマグロでも非常に品質の違いがある、値段の非常な違いがあるといふことでなかなか簡単に農業のような価格支持政策ができないという技術的な問題がございます。そこで、従来私どもいたしましては、

そういった商品の特性にかんがみまして、一方、冷凍冷蔵技術が非常に発達してまいりましたから、産地、消費地あるいは中継基地に冷蔵庫をつくりまして出荷調整というのをやつて価格の安定をはかるということに努力してきたわけでございます。私どもいたしましては、オーソドックスと申しますか、水産物の場合の最もまともな取り組み方は、それをどんどん進めていって、できれば系統組織による出荷体制をつくっていくといふことではないかと思つております。それと関連いたしまして、サンマの生産調整の関連で魚価安定基金というものがございまして、これはいろんな事情から、つくりまして四、五年でやめてしまつたという制度でございますが、あつたのをもう一ぺんこの際見直して考えてみなけりやならない。

これは必ずそうなるかどうかわかりませんが、検討してみなすやならぬ問題がそこにあるのじやないか。と申しますのは、魚価安定の問題というのは非常に重要な問題になつてくる。特に私は、この夏の夏から秋ぐらひにかけて非常に大きな問題になつてくるおそれがございますので、検討しなきゃならぬ。その間にそれじや経営をどうつないでいくかといふことにつきましては、現在畜産でやりましたような、何らかの融資措置といふものができないかといふことで検討しております。

さらに重油について補助金を出したらどうかといふことでございますが、これはA重油を使つて

おりますのは漁業だけじやないわけでございます。ということもございまして、ストレートの補助金を出すということは現実問題として非常にむずかしい問題がある。私どもも、いろいろ検討をしないわけじやございませんけれども、現実問題として、A重油について補助金という形で対処するのは非常にむずかしい問題があるんじゃないかといふふうにお考えおられるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 サンマについて安定基金があつて、しかし御承知のように、もう五、六年前に廃止になつたわけですけども、しかし、いまさつき種類が多いとかなんとかおつしやたけれども、農産物だつて種類が多いんですよ。米だつて同じ米だといふけれども、これはピンからキリまであるでしょう。それを五段階にきちつと分けてやつていふのです。品種だつて一ぱいあるのです、米だつて。だから、そういうふうな言い方は、私は、流通業者に水産庁が隔られていふと思つておられます。これは米だつて、流通業者の言うとおりに言ふなら、品種は二百何種類ありますよ。食糧庁は、一等米から五等米、それからあと、きちつと分けて、きちつきちつと、こうやつていふ。だから、そんなことは話にならぬ。問題は、やつぱりそういうお話のように、安定基金といふものをぜひ検討してもらいたい。

もう一つ、重油について補助金が出せないとおつしやけれども、これはほかの業種も使つていふ。えさは畜産だけだといふようなお考えでお話になるんだらうと思つていますが、先ほど私が言つていふように、製造工業の場合は、その他の場合は価格に転嫁できるというのです。漁業の場合は、先ほど申し上げたように全くの自由競争ですよ。自由競争もひどいんですよ。だから、さつきのように、五、六ページしかできないと言つたのです。流通過程の調査なんというものは、やみからやみに言つてもいいくらい状態になつておられるんですよ。その場合に、そういう特殊な条件の中にある漁業について、それが使う重油について補助金が考えられないというのはどういふわけですか。考

えるべきです。考えてしかるべし。電気屋はちゃんと電気料金を上げるのだ。自動車だってちゃんと上げるんですよ。漁業はそれではできない、いまの流通状態の中では。だから困っている。必死の考え方じゃないでしょうか、いまの漁業者の考え方としては。だから、えさについてと同じように補助金をなせ出せないのか。一方は、二倍しか上がらなかつた。一方は、四倍上がっている。その場合に補助金を出せないのかどうか、私はこれを言っている。検討すべきですよ。長官検討しなさい。

○政府委員(内村良英君) 私どものほうでもいろいろ検討したわけでございます。ただ、実際問題として非常にむずかしい問題がございまして、引き続き検討いたしますけれども、なかなかストレートの補助金ということは、制度的に仕組みにくいということでございます。

○鶴岡哲夫君 次に、日本の水産が、国内外のたいへんきびしい情勢の中で、異常な状態にある。しかし、水産というのは、どうしても食料の点からいっても何からいってもぜびとも、やはり生産高を上げていかなければならぬという状況にあるし、沿岸漁業というものは、これまた、振興していかねければならない。特にまた私は、沿岸漁業というものはこの際建て直すべき絶好の機会に來ているという点から、それに対して水産庁のいまの行政機構なり、研究体制というのがたいへんおくれたるんじゃないかという心配をしております。その点について二つほど伺いたいわけですが、一つは、先ほど出しました水産研究所の体制です。これから十年、二十年というのを考えてみた場合に、いまのような情勢というのは、やっぱり續くと見なければなりません、そういうふうな即応した形の研究体制というものにはなっていないのではないかと。水産庁は北海道の水産研究所、それから東北の宮城にある水産研究所、東京にある東海水産研究所、それに瀬戸内海にある水産研究所、それから日本海における、新潟にある水産研究所、それから長崎にある水産研究所。それに

淡水をやる、内水面のことをやる淡水区水産研究所、もう一つ、清水にあります遠洋水産と、それと真珠研究所。五つの海区と淡水と、それから遠洋水産と真珠研究所という八つの研究所を持つていらっしゃるわけですね。

そこで、先ほど問題にした点に入りたいのですが、その前に、この水産庁の試験研究費ですね。これがえらく少ないじゃないか、はなはだしく冷遇されてやせぬかという点を伺いたいんですよ。それで、水産庁のこの予算を見ますと、四十九年で二十四億五千万ですね。日本は世界一の最大の漁業国なんだけれども、この水産研究所の、八つあるんだけれども、その研究費は二十四億五千万。その中の七割は人件費でしよう、これは七割近いものは人件費でしよう。まあいずれにいたしましても、二十四億五千万。これには単独の研究費が幾らかあるようであります。

そこで、これは参議院の調査室に計算してもらったんですが、水産庁のこの予算の伸び方ですね。水産庁の予算の伸び率、それから研究所の経費の伸び率というのを見ますと、これはだしく落ちるんですね。たとえば四十九年は水産庁の予算の伸びというのは前年に比べて一四・七%です。非公算の予算というのは三四%伸びておるんですね。で、研究費は非公算に入らなければなりません。で、非公算の予算というのは三四%伸びておるんだが、研究費は一四%しか伸びてないという状況ですね。それから前年度、四十八年をとりますと、水産庁全体の予算は三〇%伸びておる。で、非公算は三六・六%伸びておる。その三六・六%の中に含まれる研究費は幾ら伸びたかというところ、一%、三分の一以下ですよ。まあその前の年も二%、三分の一以下ですよ。二年あけて、いかにこの水産庁の予算の中でこの研究費の伸び方というのはいじめなものか。まあ五%や三%違つたなら言いませんが、三分の一以下の伸びしきらないという、この水産研究費というのはどういふことなのかというところなんです。たいへん低いじゃないですか。著しいというもののじゃないですよ、ものすこ

い低い伸び率しか示さないじゃないですか。それから農業と比べてみまして、これは四十七年の数字しか出ないんですが、四十七年の農業総生産高、これは五兆円ちよつとですね。それに対する農業試験研究費というのは百七十億です。ですからその割合は〇・三四%、水産の四十七年度の総生産高というのは一兆二千億円です。それに対するこの研究所の経費というのは十九億です。割合は〇・一六%。農業の場合の二分の一以下ですよ。

これは、若干のそごがありますけれども、正確だとは言いませんが、ある程度これはこういふふうな推定をしていい。農業に比べても二分の一以下という状態じゃありませんか。だから、その水産研究というものがこのような状態の中で、一体こういうような小さな金で、伸び率もはなはだしく低い、農業に比べても二分の一ぐらいいかないじゃないかという点等について水産庁長官としてどういふふうにお考えになるか。これ、農林大臣いなくなつたね。都合の悪いときいなくなつちゃう。これはもう一べん大臣来たとき説明しなきゃいかぬですよ。頭にたたき込んでおいてもらわねばいかぬ。とてもいかにぬですよ、これじゃ。まあ長官のひとつ意見を。これはどうにもいけませんですよ。

○政府委員(内村良英君) 私どももいたしまして、水産研究所の予算の増加については、今後一そう努力しなければならぬと思つておるわけでございます。ただ、農業との比較の問題がございまして、たまたま申し上げさせていだきましますと、農業の場合には、やはり国が農業生産の、要するに農業には大企業みたいなものがないわけですね。そこで農業については、国が大きな責任を持つておるわけでございますが、水産の場合、沿岸漁業につきましても、農業と同じ問題でございまして、水産も、漁獲高の六割ぐらゐを占めておりますけれども、漁獲高の面につきましても、まあ大きな企業がやっておるというふうなこともございまして、これは農業と比較して、だから水産が、非常に農林省の中で冷遇されているということにはな

らないんじゃないかと。しかし、いずれにいたしましても、研究ということは重要なことでございまして、今後予算の増加には大いに努力しなければならぬというふうな思つておるところでございます。

○鶴岡哲夫君 水産庁長官、それは考え違ひですよ、いまの農業との比較の問題については、それはいまプロイラーの半分は、たいへんな伸び方をしておりますけれども、半分は企業です。言うなれば、あれはプロイラー小作です、農民はプロイラーの総生産高の半分というのはいは資本がやっております。商社、企業がやっております。それはやはり同じように企業がやっております。それから機械の研究、肥料の研究やっておりますよ、農業試験場では、肥料は大企業ですよ。農業機械だつて大企業がやっております。決してそうじゃないですよ。漁業だつてそうでしょう。いま漁協だつて三百トングラゐる船一ぱい持っていますよ。どんどん行つておるんです。そういうふうな船だつて遠洋まで行つてやっております。大企業だとかいう話じゃこれは通用しないですよ、思い違ひだと私思う。

大臣、いま大臣が留守の間に、大切なときに大臣がいなくて言つては文句言つたわけですね。大臣の頭に入れておいてもらいたいのですけれども、水産研究の費用が非常に少ないのです。どうも水産庁というのは日陰みたいな形ですね。たいへん少ないですね。たとえば、いま例を申し上げたのですけれども、四十九年度予算で、水産庁の予算というのは一四・七%前年度より伸びております。これは伸び方少ないです。これは総需要抑制で公共事業がうんと押えられたからです。水産庁の予算の半分は以上は漁港ですから、港をつくつておるわけですから、それで公共事業を押えられまして、だから一四・七%の伸び方です。ですから、非公算は三四%伸びておる。農業の場合でもそうなんです、たいへん伸びておる。三六%伸びておる。大臣もそれを得意になつてお話

しになった。水産庁の場合も非公共は三四％伸びている。その非公共の中に含まれている水産研究所、その予算の伸びは一四％、非常に低い。前年の四十八年は、これは水産庁全体の予算は三〇％伸びている。非公共の場合は三六％伸びている。ですから、この水産の研究は非常に小さいと私は思うのですよ。これは、これからまあ沿岸漁業の問題にいたしまして、何にいたしまして、ぜひひとつこの研究というものをやってもらいたいと思うのですけれども、非常に低い。ぜひ次の予算の場合には大いにひとつ努力をしてもらいたい。長官も、いま低いと、努力しなければいけないというお話は当然なことだと思いますけれども、大臣としても努力をしてもらいたい。

そこで、次にお伺いをしたいのですが、中身に入りまして、私は、水産庁の職員録を持ってきているんですよ。あれもやっている、これもやっているというふうにお話しになると困りますから、そこで水産の研究所の名簿を持ってまいりました。ちゃんと分けてあるんですよ。部長から係長、室長から全部書いてある。何をやっているかといううことは一目りよう然です。これで見ますという、第一いま、これからたいへん必要になりますところの養殖漁業についての研究というのは非常におくれている。農林省は栽培漁業だ、養殖漁業だということを一生懸命おっしゃるけれども、これはそういう面の研究の体制が非常に取り残されている。まあ私に言わせると、やってないんじゃないかと言いたいぐらいに小さいですね、これ。それから八つ研究所を持っていらっしゃるわけですが、その中の一つが遠洋の研究所です。それは四十二年に初めてできたのです。その一つの遠洋研究所が、七つの海をいろいろやらなければならぬわけですが、これはもう非常に話にならないですね。不足ではないですか。さらに公害等に対する研究その他についても非常に立ちおくれている。ですから、総体といたしまして水産庁の研究費がはなはだ劣勢である。中身を見てもみま

うと、この数年來の状況に即応したような形になつてない面が非常に目立つ。それは遠洋漁業の問題、もう一つは公害に対する問題、それからもう一つは養殖漁業の問題、そういう点についての体制が取り残されているという点を痛切に感じますので、それらについて長官の説明を承りたい。

○政府委員(内村良英君) 確かに水産研究所の現状につきましては、現実の漁業にうまく適応しているかどうかということについて、私どももいたしましても、なお検討をしなければならない問題が多々あるというふうに感じているところでございます。ただ、最近の漁業の動向に応じまして、やはり研究もそのように即応しているかことは、研究所の研究分野別の研究員の配置からうかがえますので、若干数字を申し上げてお話し申し上げます。と思います。

まず第一に、人数そのものが少ないじゃないかという点は確かに問題がございますが、たとえば増殖につきまして、研究員の配置は、四十四年の七月には海面が三十四人であつたものが三十七人になっていきます。それから環境保全、これは今後非常に漁場保全の問題等で大きな問題になってくるわけでございますが、そういった面を研究している研究員は、四十四年の七月には九名でございましたのが、四十八年の五月には十七名、まあ倍近くになっております。ということで、新しい分野と申しますか、そういった分野についての研究の努力というものは増加しているわけでございます。これをまあ金額であらわせないかと思つていろいろ検討してみたわけでございますが、共通経費の配分その他の問題がございますので、金額ではなかなか出にくい問題もございますので、研究員で申し上げましたが、そのような状況になっております。

それから遠洋水研でございますが、非常に人間が少ないじゃないかというお話がございました。そこで、遠洋水研は、現在職員数が九十一名おります。そのうち研究者が五十一人おりまして、資源関係が三十九人、海洋関係が六人、所長及び企

画室が六人、こういうことになっております。そこで、北海道水研の資源部というのが同じような仕事をやっておりまして、先ほど申しましたように北洋の資源については遠洋水研と協力してやっておるわけでございますが、資源部の研究員の数は北海道水研が十四人でございます。したがいまして、そういったものと比べてみましても、遠洋水研のスタッフが必ずしも少ないということはいえないんじゃないかと思えます。それから東海・黄海の資源につきましては西海区水研がやっておりますが、西海区の水研を参考までに申し上げますと、職員数が七十九人で、遠洋水研よりも少ないわけでございます。うち研究者の数が三十七人ということになっております。私どもといたしましては、限られた水産庁の研究者を極力うまく配分いたしましたして試験研究に遺憾のないようにしようということ、遠洋水研には現在五十一人の研究者を配しているわけでございます。

○歸國哲夫君 いや、私は、その二十三億、二十四億という研究費ですよ。それで、水産の、久宗さんなんかがやっている久宗センター、私はそう呼んでおるのですけれども、久宗さんがやっておられるこの海洋資源開発センターにどれだけの予算をお使いになっておるか。——まあそれはいいですよ。それはとても、この水産庁の研究費の二十四億では。この二十四億の中で、遠洋水研が七つの海の資源を調査しようという、この遠洋水研に幾らあるのだと。これは、一隻船を動かしたらもう動かないでしょう。だって、この人件費が六割以上を占めているでしょう。一隻船を動かしたら帰ってきたときには金がないというようなものでしょう。そんなに貧弱なんですよ、大臣。お恥すかしい話と私は思っておりますよ。これはもっと考えてもらわなければ困りますね。私は、その清水の水研に行ったことはないので。あれは四十二年にできたものですから行ったことはないのですけれども、ですけれども、私の感じでは、もうこれは、遠洋水研というのは、一隻、船を出しちやったら動きがとれないということになるの

じゃないですか。ですから、これは人間が足らぬとか研究費が足らぬとかいう問題は、えらい深刻なんじゃないですかだから、予算のワク内でやっとなつてるといふことなんじゃないですかね。たつた二十四億ですよ。まあそれはいいですよ。ですが、水産庁として今度はひとつ、目をばつちりあけて、養殖研究所をおやりにするといふ話、養殖研究所を新しくおやりにするといふこと、いいことです、これ。養殖研究所といふのをつくつてやらにやいかんですよ。あるいはまた、漁礁の問題やら何やかんやありますね。そういうような問題について工学をやるどころの研究所をおつくりになるという話、そういう計画をお持ちになつてるといふ話——いままでは農林土木試験場の手伝いをいただいて細々とやつておいでになつただけでも、そうじゃなくて、漁協の問題もあるし、あるいは漁業開発の問題について、沿岸漁業の開発の問題については、これはどうしても工学的にやらなきゃならないというようなところから、水産の工学研究所もおつくりになるといふお考えがあるというふうに聞いているのですけれども、これはもうおそきに失するですね、もっと早くつくらなきゃいけません、こんなものは。どういふふうにお建てになるのですか、いつ完成する予定ですか。

○政府委員(内村良英君)　まず最初に、淡水研を拡大いたしましたして、単に内水面だけではなしに、海面を通じて病理、生理、育種等の共通の研究分野をつくるために、現在の日野にございます淡水研の移転問題でございますが、この問題につきましては、淡水及び海水の両者について研究上必要な条件を満たし得るような立地を調査中でございますして、立地の決定を待つて、内水面、海面を通ずる新たな増養殖を中心とする専門研究機関の設立をはかろうということと立地を調査中でございます。

次に、先生御指摘のございました水産工学の研究所の設置でございますが、御案内のように、漁業労働力の減少に伴いまして、漁船漁業、水産増

養殖漁業において体系的な機械化、省力化を進める必要があるわけでございます。さらに水産増養殖を進展させる上で、種苗生産等の生物学的な研究と並行いたしまして、放流した生物を適切に管理するための新しい理工学的手法の開発や漁業環境を改良するための土木工学的な手法の開発が必要になってくるわけでございます。ただいま先生から御指摘がございましたように、この点につきましては、非常に水産関係は弱いわけでござい

ます。従来も、国の水産関係研究機関で、漁港、漁場、漁船、漁具その他養殖施設等の研究をやってきたわけでございますが、個々に工学的な手法が導入されている程度で、関係の研究者、研究施設等が分散されているわけでございます。そこで、これらの分野を総合した水産側の中核的な研究体制を整備したいということで、水産工学研究所の設立を考えておるわけでございますが、現在のところ、その立地、研究施設、組織等について鋭意検討している段階でございます。

○鶴岡哲夫君　まあその養殖、増殖ですね、その研究所をおつくりになる。これは当然つくっていただかなきゃならない。それから水産工学研究所、これも一番弱かったわけですから、ぜひつくっていただかなきゃならない。何年後のことになるのですか。三年後になるのか、四年後になるのか。そういうところに、私は、水産庁の取り組む体制というのが非常に弱くなっている。その一つとして、私はこれを言っているわけなんです。これから、取る魚から栽培する魚へ、というわけで盛んに宣伝したのは水産庁でしょう。あれから何年たつていくか。瀬戸内海につくってから、もう十年たつていよう。そしていまや、この養殖漁業というのは非常に大きな力になってきている。それなのに、水産庁の研究というのは、いまだにそういう関係の研究所というのができません。あつちこつちで細々やっていますけれどもね。海区の研究でやっていられざるけれども、まとまってつくってやるといふことが一番必要です。これ。そういうものについての取り組みが非常に弱くなっている。水

産工学系の研究所についても同じで、非常に弱くなっている。いつ完成するのか。来年から調査に入るのか。できるのは、三、四後の五十二年、五十四年ごろになるのか。そのころは、養殖なんていうのは、死の海になっちゃって、なことになるかもしれない。これは、よっぽどしつかりしてくれな

き。そこで、もう一つ。その点についての答弁をいただくと同時に、淡水研をやめて一日野にある淡水研、いわゆる内水面に対する研究所をやめて、そして新しくできるこへ吸収しようというわけですね。海と内水面とを一緒にやろうというわけですね。これは、とてもそういう話は伺えませんが、いま、日本のたくさんある河川、そして湖沼、こういうものを、自然環境やその他から見直そうという考え方がはつきり出てきている。もちろん、そこには十万吨をこす水産高をあげておるわけですが、そこにおける内水面の養殖、あるいは漁業というものを、見直さなきゃならぬときになって、水産庁がなぜそういうものから退却をしなきゃならぬのか、これは退却ですよ。新しく見直さなきゃならぬときになって、せっかくある淡水研というものを、そういうものを海のほうに吸収してしまおうという、退却をするということとは解せません。これは、場所が、都会のまん中になつちやうと。日野にありますから、住宅街ができてしまつて、いろいろ障害があるということとはわかります。それだからといって、海のものと一緒にしてしまつてやるといふことは、これはいただけません。いろんな意味で、これは退却ですよ。これはいけません。その点についての見解を聞きたい。

もう一つ。時間の関係もありますからもう一つ。北海道にあります農林省の研究、これは余市にある。ウイスキーで有名な余市にある。これを今度足利路に持つていこうという、移転をなさるといふこと、これは、私は解せないですね。確かに建物、昭和の初めにできたやつでたいへん古くなつております。北海道の水産試験場と一緒に

ある。その意味で建物は非常に古くなっている。その建物をどうしてもつくらなければならぬときにきていることはもうそのとおりであります。だからといって、これを足利路に持つていくということについては私は異論があると思ふんですね。数億の金をかかえて動くんですよ。水産庁の試験研究費というのは年間に二十四億ぐらいです。その中でたいへんな金をかけて移転しなければならぬ理由はないじゃないかと。むしろいまある余市の水産研究施設というものを拡充する、それだけの金があるならば拡充するという考え方のほうが正しいんじゃないでしょうか。いま、時間の関係もあつて盛りだくさん伺つたんですが、ゆつくりいいですから、一つ一つについてひとつ御答弁をいただきます。どう思ふんです。

○政府委員(内村良美君)　まず淡水研の移転の問題でございますが、これにつきましてはすでに四十八年、四十九年と予算措置がとつてございまして、四十八年四百八十八万、四十九年八百二十四万で、先ほど御答弁申し上げましたように、現在立地について鋭意検討中でございます。そこで立地がきまればすみやかにこの研究所をつくりたい。そこで、淡水研がそれに合併されるのではないかと。淡水と海と両方共通できるような研究所をつくりたいということ、決して淡水研がそういう研究所に吸収されるということじゃなしに、発展的に拡大するとお考えいただけばいいんじゃないかと思ひます。それから現在、淡水研は上田と日光に施設を持つております。これはそのまま残しまして、今後いろいろ内水面の研究をやる、淡水の研究はさらに拡充したいと思つておりますので、別に後退するということではなしに、ただいま先生が御指摘ございましたように、最近日野では水が十分使えませんでした。そういう事情もあり、さらに今後の増養殖ということを考えた場合に、海と淡水と結びつけてやるような研究所を新しくつくりたいということでございまして、別に吸収されるというようなかっこうではございません。

次に、北水研の移転の問題でございますが、先生御案内のように現在、余市にあるわけでございます。これは昭和四年にこの研究所ができたわけでございまして、当時は余市のあ、小樽のあたりはニシンを中心とする沿岸漁業の中心であつたわけでございます。そこで、あそこ昭和四年には北海道水産試験所の所在地として選定されたわけでございますが、戦後、国の水産研究体制整備の一環として、いまのところ北水研と道立の水産試験所が併置されて庁舎を共用して今日に至つておるわけでございます。そこで、いまの場所というのは、先ほど申しましたように、昭和四年当時ニシンを中心とする沿岸漁業が北海道漁業の中心でございましたので、あそこでき

たわけでございますが、その後、御案内のように、わが国の漁業は北方海域に大いに発展いたしました。道東の沖合いからベーリング海にかけて漁業が展開しているわけでございます。またコンブ、ホタテガイ等の増養殖につきましても、道東の沿岸の海域を中心として発展しておりますので、水産庁としては、こういった漁業事情の変化と、道立水研がそこにあるわけでございますから、道立水研との研究分担等を考慮いたしまして、北水研を、北海道周辺海域からカムチャツカ半島周辺海域にかけましての漁業資源の調査研究、寒流系の重要魚類、藻類の大規模増殖技術の研究開発を進める拠点といたしまして、現状では、釧路がいいのではないかと、ということで釧路に移すことにきめたわけでございます。したがって、漁業事情の変化に合わせて立地も変えたということでございます。

○鶴岡哲夫君　余市にある――昭和二十五年が六年ですが、余市にいまの水産庁の北海道の研究ができた。そして、カムチャツカ流域についての研究もやっていられざるが、何も変わっていない。何かあるのなら、釧路のほうに支場を設けたらいい。そして、いま余市にあるそれを拡充したらいいじゃないですか、という私は考えなんです。釧路に支場を置かれたらどうですか。何せ数

億といふ金が六億ぐらゐの金が必要なんでしょう。水産庁の試験場研究費というのは二十五億ですよ。一水産研究所におそらく三億か四億ぐらゐのもののじやないですか、配賦される金というのは。しかも、その中の七割近いものは人件費ですから。にかかわらず、数億の土地をこれから新しく買って、たいへんな金をかけて、六億ぐらゐの金をかかけて、新しくそんなところへ持つていく必要ないんじゃないかと思う。いまある施設を拡充し、建物を通して研究したらどうです。支場を設けるなら釧路にお設けになったらどうですか。逆になつてやせぬか。余市に支場が置かれるようになるでしょう。余市にはある程度のもので残つて本場は釧路に置くということになるんでしょう。逆になつたらどうですか。

それからもう一つ、淡水研が、新しくできる養殖研究所と一緒になるような形になるんでしよう。海のもの、それから内水面の川とか湖水を一緒にやる。こんなのはありますかね。後退も後退、退却ですよ。だからこれは、つくるのは別々におつくりになつたらどうですか。何も一緒に海のものも山のものもごちゃごちゃという話があるけれども、海のもの、川のものと一緒になつてつくるということはありませんよ。あるんだから、いませつかくあるものを一緒になつてやる必要はないですよ。

○政府委員(内村良英君)　まず最初に、北水研の移転の問題でございますけれども、水産庁といたしましては、先ほど先生から御指摘がございまして、ように、研究員も少ない、予算も少ないということでございますので、できるだけ効率的な研究をしなきゃならない。現在かなりいろいろな研究の拠点が釧路に移っているわけでございます、すなわち。そうなりますと、余市というものの立地が非常に不便だと、さらに今後、北海道でも大いに養殖をやらなきゃいかぬわけでございますけれども、たとえばサロマ湖の養殖というものが最近非常に発展しているわけでございます。そういった今後養殖が道東に非常に広がるだろうということ

もございまして、研究の拠点が向こうに移りつつあるわけでございますから、やはり本所を向こうに移したほうが、長い目で見れば、経費その他の効率的な運用ができるという考え方をとっているわけでございます。

それから、なお研究分野の調整につきましては、北海道の試験場はあそこに残るわけでございますから、北海道の試験場とよく連絡をとりながらやれば、研究上そう支障があることもないのではないかと、研究上そう考えているわけでございます。

それから、淡水研が海のものとはひとついたらおよそ淡水研の意味がなくなるんじゃないかというお話でございますけれども、淡水の研究ももちろんやりますで、同時に、一定距離のところ、海のアレもやれるというふうなところを考えているわけ

けでございます。と申しますのは、今後、養殖を大いに進展させなきやならぬという場合には、魚類の生態から、一定期間、海にいて一定期間は淡水で暮らすというようなものもこれからやってくるかなきやならぬという問題も出てくるんじゃないかというようなことも考えまして、そういうたような立地ということを考えているわけでございます。決して淡水研の縮小とか、そういうことを考えているわけではございません。

○鶴岡哲夫君　この問題はひとつこの程度にしておきましょう。

最後に、これから外国との漁業協定、漁業交流はたいへんだらうと思うんですね。先ほど来何つてきたんですが、これは企業が合併をつくる、あるいは途上国との間の協定を結ぶ、あるいは協力協定を結ぶとかたいへんだらうと思うんですね。そのために財団もできているわけですが、それに對して水産庁の機構というのは即応でできていないんじゃないか。そういうものを取り扱う組織といふのが非常に弱いんじゃないか。去年、一応体制を整えようということで国際課というのをおつくりになったわけけれども、これはたいへん弱いなという印象ですけれどもね。

私は、水産庁というのは、どうも何かふらふら

しているような役所に見えてしまうが、ないんです。たとえて言いますと、水産庁の次長を廃止するといつて内閣委に提案したことがありますよ、次長をなくするといつて。そのときに私は、水産庁の次長を置かないと困るだろうと。そのとき、

アメリカとの交渉もあるし、ソビエトとの交渉もあるし、あるいは豪州との交渉もある、カナダとの交渉もあるから、どうしても次長を置かなければ長官だけじゃ困るだろうと言ったら、いや要らぬというんですね。そして次長を削ったんですよ。なくしたんです。そうしたら、八カ月たたぬうちに、また次長を復活するというんですね。新しく次長をつくるというまた法案を出してきたんです。これはどうもおかしな話だと。私、そのときに大臣は赤城農林大臣でしたが、前は、要るだろう

要るだろうと言ったら、いや要らぬ要らぬと言って、やめたじやないか、次長を臆止したじやないかと。それから八カ月もたたぬうちに、また次長置きますとは何事だ、と言ってだいぶ文句つけたんですよ。

そういう意味で、私は、何か水産庁というのはふらふらしているような感じがしてしょうがないんですけれども、これから二百海里説、まあ二百海里説がどう荒れて、来年どうなろうと、こうかなろうと、それは途上国はそれぞれ締めてくると思ううんと、それは事前に、いろんな漁業交渉なり

漁業協定なりを結ばなければいけない。たいへんだらうと思うんですね。その場合に、いま水産庁の国際課というものがありませんけれども、こういうことで一体やれますか。外務省というのは、これは御承知のとおり、漁業交渉なんて弱いですからね。外務省というのは、昔から伝統的な外務省で、経済外交なんというのは、みなほかのほうでやらなければならなくなっている。これはたいへんですね。その場合に、水産庁のいまの体制といたうのでいかどうかという点ですね。こまかく突っ込んで論議をするといひんですけれども、そこまでこまかく突っ込まないで論議しますが、今、体としていまの水産庁の体制でいかどうかといひ

う点ですね。

○政府委員（内村良英君）　ただいま先生から御指摘がございましたように、最近、国際関係の仕事が非常にふえているわけでございます。現に、つい最近まで海洋漁業部長はモスクワに行っており

ましたし、あわせて次長が北京に行っていました。また、近く次長が北京に行くというようなかつこうになっております。

そこで、御案内のように、昨年の六月の水産庁の機構改革で、生産部を海洋漁業部にいたしました。同時に、国際問題担当の審議官を置いたわけでございます。現在そのスタッフで一生懸命やっているわけでございますが、今後、海洋法会議以降の情勢によっては、また水産庁の機構については、さらに、国際関係の体制を充実強化する必要がある。

るかと思ひますけれども、現在のところでは、現在のスタッフで、鋭意一生懸命やってやれないことはないというふうには私は考えております。

○鶴岡哲夫君　それでは、これで。

○委員長（初村瀧一郎君）　速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（初村瀧一郎君）　速記を起こして。

他に御発言もないようですから質疑は終局したものとして認めます。

これより三法案の討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。別に

御発言もないようですから、これより三法案の採決を行ないます。

まず、漁業災害補償法の一部を改正する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案が、先ほどの理事会においてまとまっておりますので、便宜私から提案いたします。案文を朗読いたします。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行にあたり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 本制度における共済限度額及び共済価額については、情勢の変化に即応して適切な措置を講ずるとともに、二十トン以上漁船漁業及び養殖業にも義務加入制の適用を検討する等制度全般の拡充強化を図ること。

二 補助限度率を撤廃するとともに、純共済掛金の国庫補助率を引き上げる等国の助成をさらに強化すること。

三 赤潮特約については、被共済者に一切負担をかけることのないように措置すること。

四 養殖共済の未対象種目であるたい等の養殖業について、速やかに必要な調査を実施し、対象に取り入れること。

五 漁業共済基金については、その資金貸付及び債務保証の、今後における見通しに処して、国の追加出資等の対策を講ずること。

六 漁業関係の共済制度、保険制度の統合、一元化について検討すること。

右決議する。

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。

よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案が、先ほどの理事会においてまとまっておりますので、便宜から提案いたします。案文を朗読いたします。

漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行にあたり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、漁業近代化資金の基準金利については、漁協系統金融機関の経営安定のため、適正な水準に設定するとともに、政府の助成強化等の措置を講ずること。

二、都道府県が行う漁業近代化資金に係る漁業信用基金協会に対する出資についての政府の助成を、次年度以降も継続すること。

三、中央漁業信用基金のあり方について、中小漁業融資保証保険特別会計及び漁業信用基金中央会との関係を含め検討するとともに、同基金の資本金を充実させるため、政府の出資を次年度以降も継続すること。

四、中央漁業信用基金を農林年金制度の対象団体とすることについて、農林水産業における同種団体の取扱いと関連し、検討すること。

右決議する。

以上であります。

本決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまの決議につきましては、御趣旨を尊重し、今後検討してまいりたいと存じます。

○委員長(初村瀧一郎君) 次に、沿岸漁場整備開発法案を問題に供します。

(賛成者挙手)

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ただいま可決されました沿岸漁場整備開発法案に対する附帯決議案が先ほどの理事会においてまとまっておりますので、便宜から提案いたします。案文を朗読いたします。

沿岸漁場整備開発法案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行にあたり従前の国際公海漁業における増産政策を反省し、沿岸漁業の重要性を再認識して食糧自給率の向上、自然環境の保全等の観点に立つた技術的な総合施策を講ずるとともに、左記事項の実現を図るべきである。

記

一、沿岸漁場整備開発計画の策定にあたっては、関連する諸制度との秩序ある連携を図るとともに、本法の目的達成に必要な技術の開発及び事業量の確保に万全を期すること。

二、国は、立地条件、事業規模等からみて、地方公共団体等による沿岸漁場整備開発事業の実施が困難な海域において積極的に本事業を推進するための措置を検討するとともに、地方公共団体等に対する指導助成に遺憾なきを期すること。

三、水産動植物の種苗生産施設の全国的な普及を計画的に推進するとともに、施設の拡充及び運営、種苗生産技術の開発等に対し指導助成を図ること。

四、養殖業、栽培漁業の発展による、沿岸漁場の沖合への拡大等に伴い、経営資金が増大する傾向にあるので、金融対策に遺憾なきを期するとともに、零細経営の共同化等を推進して、それらの保護育成に万全の対策を講ずること。

五、工場排水の規制にあたっては、水産資源保護を十分考慮して、総量規制方式を瀬戸内海のみに限らず全国的に速やかに実施するよう努めること。

六、二次汚染防止技術を早急に開発し、汚染漁場復旧事業を速やかに本格実施するとともに、事業の実施に伴う関係漁民の休漁等に対して救済等十分な措置を講ずること。

七、沿岸漁場に対する漁民の権利を確認し、その保全を行うとともに、海洋開発は、水産資源確保のための開発を優先させること。

右決議する。

以上であります。

それでは、本附帯決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。

よって、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまの決議につきましては、御趣旨を尊重し、今後検討してまいりたいと存じます。

○委員長(初村瀧一郎君) なお、三案の審査報告書の作成は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(初村瀧一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(初村瀧一郎君) 次に、決議案についておはかりをいたします。

当委員会は本日まで五回にわたって三件の漁業関係法案について審査を行なつてまいりましたのでありますが、その間の質疑や答弁、あるいは漁場制限、漁業用資材の値上がり等、現下の水産業の直面する諸問題の重大性にかんがみ、理事会において協議いたしました結果、この際、水産業の振興に関する決議を行なう必要があるとの結論に至りました。

案文がまとまっておりますので、便宜から提案いたします。

案文を朗読いたします。

水産業の振興に関する決議(案)

世界的に食糧危機が叫ばれているなかにあつて、わが国の漁業をとりまく諸情勢は、国際的には、国連海洋法会議を前にした広範な領海・経済水域設定の主張の強まり、漁獲規制の強化等、また国内的には、公害による沿岸漁場のかい廃、石油及び資材価格の高騰、労働力の不足等年々その厳しさを増している。

よつて、政府は、水産業が国民に動物性たん白質食料を供給する重要な産業であることを深く認識し、これを基礎的産業として位置づけ、食糧の自給率を向上せしめ、水産業の振興と発展を図るため、この困難な局面に対処して、左記事項の実現を期すべきである。

記

一、国連海洋法会議においては、関係漁業諸団体の理解と協力を得て、強力な外交を展開すること。

二、わが国の海外における水産活動が、関係諸国との協調の下に順調に行われるよう、海外漁業協力財団等の活用によつて積極的な技術・経済協力を進めるとともに、海洋水産資源開発センターによる新漁場及び未利用資源の開発、研究機関等による未利用資源の利用方法の開発等を強力に推進すること。

三、栽培漁業及び養殖業関係の技術者及び研究

者の養成を促進すること。

四、沿岸漁業と遊漁との調整を図るため、適切な措置を検討すること。

五、最近における沿岸漁業をとりまく厳しい諸情勢に対処するため、長期的、総合的に、沿岸漁業関係諸法令全般にわたつて速やかに検討を加え、所要の措置を講ずるよう努めること。

六、農林漁業金融公庫融資等政策的金融は、水産業における内外の動向に即応できるよう融資条件の緩和、融資枠の拡大等の措置を弾力的に講ずること。

七、漁業用石油及び漁網網をはじめとする漁業用生産資材の価格の急騰等が、漁業経営に對して圧迫を加えている現状にかんがみ、価格の安定、必要量の確保等早期にこれが対策の徹底を期すること。

八、さらに、当面の緊急措置として、国の助成による低利資金の融資、既融資の条件の緩和等の金融対策を講ずること。

九、漁業経営に見合う魚価が確保されるよう水産物の保管施設の整備充実、流通の近代化、加工利用対策の拡充等に努め、水産物価格安定対策に万全を期するとともに価格支持制度の検討を急ぐこと。

十、現行の漁業許可制度の盲点について行われる、いわゆる便宜置籍船の急増とそれによる輸入の増大が、わが国の漁業秩序及び魚価形成に重大な影響を及ぼすにいたつて現状にかんがみ、調整措置を講ずる等適切な対策を樹立すること。

十一、水産業における教育・研修を充実し、漁業労働環境及び労働条件の改善を積極的に推進するとともに、漁業の実態に即した漁業者年金制度の創設についての検討を含め、社会保障制度の整備充実を図り、後継者の育成確保に万全を期すること。

十二、養殖業等の発展に資するため、速やかに総合的な魚病対策を確立するよう努めること。

と。

右決議する。

以上であります。

それでは本決議案の採決を行ないます。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(初村瀧一郎君) 総員挙手と認めます。よつて本決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、倉石農林大臣から発言を求められておりますので、これを許します。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) ただいまの決議につきましては、御趣旨を尊重し今後検討してまいりたいと存じます。

○委員長(初村瀧一郎君) 次に、農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から両案の趣旨説明を聴取いたします。倉石農林大臣。

○國務大臣(倉石忠雄君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、御承知のとおり、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付等を行なうことによつて、農業経営の近代化及び農地の保有の合理化に寄与するとともに、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的として、昭和四十六年一月に発足したものであります。

このように発足以来すでに三年余を経過し、昭和五十一年一月からは経営移譲年金の給付が開始されようとしており、ところでありますが、昨年厚生年金保険をはじめとする公的年金各制度の改善が行なわれたこともあり、本制度につきましても年金給付水準の引き上げ等が必要となつてはるか、本制度の実施過程において改善を要すべき

問題も出て参つておりますので、これらを踏まえて本制度の改正を行なうこととし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次にこの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず第一は、年金額の引き上げであります。経営移譲年金及び農業者老齢年金の年金額につきましては、農業所得の推移と公的年金各制度特に厚生年金保険における給付水準の改善の状況を総合的に勘案して、現行の二・二倍に引き上げることとし、これにより農業者年金制度がそのねらいとする政策的効果をあげ得るよういたしてまいります。

第二に、年金給付の額の実質価値の維持をはかるため、厚生年金保険や国民年金の場合と同様に、物価の変動に即する自動的な改定措置を新たに導入することとしてまいります。

第三に、農業者が出かせぎ等に出て被用者年金に加入いたしますと農業者年金を脱退することとなり、このため、農業者年金の年金給付を受けられない者が出てまいりますので、これらの者について、年金受給ができるようにする等所要の改善措置を講ずることとしてまいります。

第四は、昭和五十年における保険料の額でありまして、年金額の引き上げに伴い保険料も相当の引き上げを必要とするのでありますが、農家の負担能力等を勘案いたしまして、昭和五十年は、年金給付の水準と同様に二・二倍引き上げて、一月につき千六百五十円といたしてまいります。

第五は、国庫助成の強化でありまして、被保険者期間が二十年未満で支給される経過的な経営移譲年金のうち加算部分の給付費用につきまして、新たにその四分の一を国庫負担することとしてまいります。これにより、加算部分につきましては、従来の国庫負担とあわせて、その二分の一を国庫が負担することとなります。

なお、保険料の納付時に、国庫が、農業者年金基金に對し、納付保険料の額の七分の三に相当する額を当分の間補助することとしてまいります。

す。
以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合法は、農林漁業団体職員の福利厚生の上をはかり、農林漁業団体の事実の円滑な運営に資するための制度として実施され、その給付内容も逐年改善をみてまいりました。

今回の改正は、その給付に關しまして、国家公務員共済組合法その他の共済組合法の改善に準じて、主として次の五点につき改善をはかるため、これらに關係する農林漁業団体職員共済組合法等について所要の改正を行なうとするものであります。

改正の第一点は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。

改正の第二点は、平均標準給与の算定方法の改善であります。これは、給付の額の算定の基礎となる平均標準給与につきまして、退職等の給付事由発生時前一年間の標準給与を基礎として算定しようとするものであります。

改正の第三点は、低額の年金についての改善であります。これは、退職年金等の額の算定に当たっては、従来の算定方式に加えて、通算退職年金の額の算定方式に準ずる新たな算定方式を導入しようとするものであります。

改正の第四点は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、既裁定年金の額の算定の基礎となった平均標準給与を、二三・八%を限度として引き上げることにより、年金額の引き上げを行ないますとともに、通算退職年金についても、退職年金に準じてその額を引き上げようとするものであります。

改正の第五点は、いわゆる絶対保障額の引き上げであります。これは、退職年金、障害年金及び遺族年金について、その最低保障額を引き上げようとするものであります。

その他、遺族年金についての扶養加算制度の創設、老齢者等の退職年金等の年金額の計算の特例等の改善措置を講じようとするものであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(初村瀧一郎君) 次に、両案は衆議院においてそれぞれ修正されておりますので、衆議院における修正部分の説明を聴取いたします。坂村衆議院農林水産委員長代理。

○衆議院議員(坂村吉正君) まず、農業者年金基金法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨について御説明申し上げます。

御承知のとおり、現行の農業者年金の保険財政方式は、完全積み立て方式を採用しており、改正案においてもこの方式を踏襲しているため、今回年金額が二・二倍に引き上げられたことに伴い、保険料については、約二・七倍程度まで引き上げなければならぬこととなっております。

このため、政府案においては、この保険料の額を、昭和五十年一月から同年十二月までは現行保険料の二・二倍にあたる一月につき千六百五十円とし、五十一年一月以後は政令で順次必要な引き上げ措置を講ずることとしております。

しかしながら、本制度は発足早々であり、なお積極的な加入促進をはかるべき段階にあること、また、農業をめぐる諸情勢にかんがみ農家負担が過重とならないよう配慮すべきこと等から、この際、保険料の額の引き上げにあたっては、慎重を期することが特に必要と考えるところであります。

そこで、本修正は、この保険料の額について、昭和五十年一月以後一月につき千六百五十円とするのと同時に、昭和五十一年一月以後次の財政再計

算期までの間において保険料を改定するにあたっては、政令によらず、農業者年金基金法を改正する法律によってこれを行なうことができるようにしようとするものであります。

なお、この修正は、農林水産委員長提案により、全会一致で行なわれたものであります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

次に、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正の趣旨を御説明申し上げます。

修正内容は、農林中央金庫及び農業信用保険協会を本年十月一日以降本法の適用対象団体とするのと同時に、これら団体の職員についてその者が有していた厚生年金被保険者期間で当該団体の職員であった期間を、本共済組合の組合員期間とみなし、これを通算する特例措置を認めようとするものであります。

このような修正を行なうこととしたのは、は、まず、農林中央金庫につきましては、昨年の法律改正によって、存立期間に關する制限が撤廃される等その農林漁業団体の恒久的な全国金融機関としての基本的な性格が一段と明確になりましたので、金庫の役員を他の農林漁業団体と同じ年金制度に加入させ、より充実した老後保障のもとで、系統金融業務に精進できる体制を整備いたしますことは、農林漁業団体としての一体感の強化、今後の業務遂行上ますますその必要性が要請される相互の人事交流の円滑化等に資することになると考え、この際その加入を認めることとした次第であります。

次に、農業信用保険協会につきましては、その会員である農業信用基金協会はすでに本年金制度に加入しており、また、本年金制度に加入していた中央開拓融資保証協会との統合により、その職員を引き継ぐこととなっておりますので、これらの事情を考慮してその加入を認めることとした次第であります。

また、これら団体の加入と同時に加入前の厚生年金被保険者期間で当該団体の職員であった期間について、これを本共済組合の組合員期間とみなすこととしたのは、加入だけを認めたのでは、厚生年金との通算年金となるため、現在在職しているものについてはかえって不利となるおそれがあり、老後保障の充実の趣旨にもとらえられたからであります。

なお、この組合員期間の通算方式は、昭和四十七年度改定法の修正の際に行なった全国農業共済協会、中央畜産会及び中央酪農会議の通算措置の例にならったものであります。

したがって、この通算措置に伴い、厚生保険特別会計から本共済組合への交付金、みなし組合員期間のうち、本共済組合発足後のものについてのいわゆる掛け金不足額等の納付金、その納付金についての社会保険料控除の適用等について必要な規定を設けております。

なお、この修正は、農林水産委員長提案により、全会一致で行なわれたものであります。

以上が、修正の趣旨であります。

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(初村瀧一郎君) 次に両案の補足説明を聴取いたします。大山構造改善局長。

○政府委員(大山一生君) 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に年金額の引き上げであります。まず、経営移譲年金の額につきましては、保険料納付済期間一月につき、現行は六十歳から六十四歳までが八百円、六十五歳以後は八十円でありましたが、これをそれぞれ、千七百六十円と百七十六円にいたしております。これにより、六十歳から六十四歳までの間に支給される経営移譲年金の額は、五年加入の場合には月額八千円から月額一

万七千六百円に、二十七年加入の場合には月額二万一千六百円から月額四万七千五百二十円に引き上げられることとなります。

次に、農業者老齢年金の額につきましても、保険料納付済期間一月につき、現行は二百円でありましたが、これを四百四十円にいたしております。

これにより、農業者老齢年金の額は、五年加入の場合には月額千円から月額二千二百円に、二十七年加入の場合には月額五千四百円から月額一万一千八百八十円に引き上げられることとなります。

第二は、年金給付の額の自動的改定措置の導入であります。年金給付の額につきましても、消費者物価指数が一年度または継続する二年度以上の期間に百分の五をこえて変動した場合は、その変動した比率を基準として、政令で定めるところにより、年金給付の額を改定することとしたしております。これとあわせて、財政再計算期に従来どおり国民の生活水準その他の諸事情を勘案してその改定措置を講ずることにより、将来にわたり適正な年金額の水準の確保をはかってまいれる所存であります。

第三に、出かせぎ等に出て被用者年金に短期間加入した者にかかる改善措置の導入であります。農業者が出かせぎ等に出て被用者年金に加入した場合に、保険料納付済期間と被用者年金に加入した期間のうち一定の要件に適合する期間を合算した期間が年金給付の受給資格期間を満たしているときは、保険料納付済期間の長さに応じて年金を支給することとしたしているほか、これとの関連で、加入資格期間の算定に関する規定、任意継続加入に関する規定、すでに農業者年金の加入資格を喪失している者についての再加入に関する規定等を整備いたしております。

第四に、保険料であります。昭和五十年における保険料は、すでに提案理由において申し述べましたところでありましたが、昭和五十一年以降の保険料につきましては、農業者年金基金法第六十五条第五項の規定に基づく政令により必要な引き上げをはかることとしたしております。

なお、この保険料につきましても、昭和五十年一月以後の保険料の額を一月につき千六百五十円とするともに、昭和五十一年一月以後においては法律に定めるところによりこの額に所要の改定が加えられるものとするよう、衆議院において修正されております。

第五に、脱退一時金及び死亡一時金の額につきましても、二・二倍に引き上げるほか、今回の制度改正前の保険料を納付している者にかかるこれらの一時金の額の特例を設けております。

このほか、未納保険料について特例納付の道を開き、また、保険料について前納割引制を導入する等所要の措置を講ずることとしたしております。

最後に、この制度改正の実施時期につきましても、昭和五十年一月一日からいたしております。以上をもちまして農業者年金基金法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(初村瀧一郎君) 岡安農林経済局長。

○政府委員(岡安蔵君) 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案につきましても、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一は、掛け金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。これは、当該標準給与の月額の下限を二万六千円から三万九千円に、上限を二十二万円から二十四万五千円にそれぞれ引き上げることとしたしております。

第二は、平均標準給与の算定方法の改善であります。これは、給付の額の算定の基礎となる平均標準給与につきましても、現行では、退職等の給付事由発生時前三年間の標準給与を基礎として算定されておりますものを、退職等の給付事由発生時前一年間の標準給与を基礎として算定することと

いたしております。

第三は、低額の年金についての改善であります。これは、厚生年金保険の年金受給者との均衡等を考慮し、退職年金等の額の算定にあたっては、通算退職年金の額の算定方式に準ずる新たな算定方式を導入し、この算定方式により算定した額と現行の算定方式により算定した額とを比較し、いずれか大きい額を年金額とすることとしたしております。

第四は、既規定年金の引き上げであります。これは、農林漁業団体職員共済組合法の規定に基づく退職年金、減額退職年金、障害年金及び遺族年金について、その年金額の算定の基礎となった平均標準給与を、給付事由の発生時期に応じて一五・三％から二三・八％までの率で引き上げることにより、昭和四十九年十月分から年金額の引き上げを行なうとともに、通算退職年金についても、退職年金の引き上げに準じて昭和四十九年十一月分からの額を引き上げることとしたしております。

第五は、いわゆる絶対保障額の引き上げであります。これは、退職年金、障害年金及び遺族年金について、年齢及び組合員期間の区分を設け、その最低保障額を引き上げることとしたしております。なお、遺族年金につきましても、新たに扶養加算制度を創設し、遺族である子の数に応じて加算を行なうこととしておりまして、その場合における加算額は、二人までは一人につき年額九千六百円、その他の子は一人につき年額四千八百円としたしております。

また、高齢者等の退職年金等の年金額の特例につきましても、旧法組合員期間を有する七十歳以上の者等に支給する年金について、その基礎となつた組合員期間が二十年をこえる場合には、そ

のこえる年数に応じて加算する額に割り増しをして支給することとし、その改善をはかることとしたしております。

以上がこの法律案のおもな内容であります。なお、この法律案に対しまして、衆議院において修正が行なわれ、農林中央金庫及び農業信用保険協会の新たな本法の適用対象団体とすることとされるところに、これらの団体の職員の厚生年金保険の被保険者期間で当該団体の職員であった期間を通算する特例措置に関する規定が設けられたことを申し添えます。

以上であります。

○委員長(初村瀧一郎君) 両案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時三十二分散会

五月九日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月十三日)
一、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)
(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)
第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号の次に次の一号を加える。
三の二 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第一条第一項第七号の二「第二章」を附則。
第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級		標準給与の月額		給 与	
第一級	第二級	三九、〇〇〇円	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円未満	四三、五〇〇円未満
				四〇、五〇〇円以上	四三、五〇〇円以上

第三級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上	四六、五〇〇円未満
第四級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上	五〇、〇〇〇円未満
第五級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第六級	五六、〇〇〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第七級	六〇、〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満
第八級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第九級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第十級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第十一級	七六、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第十二級	八〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上	八二、五〇〇円未満
第十三級	八五、〇〇〇円	八二、五〇〇円以上	八七、五〇〇円未満
第十四級	九〇、〇〇〇円	八七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円未満
第十五級	九五、〇〇〇円	九二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円未満
第十六級	一〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円未満
第十七級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円未満
第十八級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上	一一五、〇〇〇円未満
第十九級	一二〇、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円以上	一二五、〇〇〇円未満
第二十級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第二十一級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満
第二十二級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第二十三級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第二十四級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第二十五級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第二十六級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第二十七級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円未満
第二十八級	二一〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円未満
第二十九級	二二〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円未満
第三十級	二三〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上	二三七、五〇〇円未満
第三十一級	二四五、〇〇〇円	二三七、五〇〇円以上	

第二十一条第一項中「三年間」を「一年間」に、「三十六分の一」を「十二分の一」に改め、同条第三項中「三年」を「一年」に改める。

第二十四条第一項中「配偶者がいない者」を「婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者」に改める。

第三十六条第三項を削り、第四項を第三項

とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十六条の二 前条第二項の規定により算定した退職年金の額が次の各号に掲げる額の合算額より少ないときは、その合算額をもつて退職年金の額とする。ただし、その合算額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて退職年金の額とする。

一 二十四万円（組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき一万二千円を加算して得た額）

二 組合員期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第三十六条の三 退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者（第三十八条第一項ただし書に規定する額がない者を含む。第三十九条の四及び第四十六条の四において同じ。）に退職年金を支給するときは、第三十六条第二項又は前条の規定にかかわらず、第三十六条第二項又は前条の規定により算定した退職年金の額から、その者の前の退職一時金の額の計算の基礎となつた第三十八条第二項第一号に掲げる額又は前に支給を受けた障害一時金の額を基準として、政令で定めるところにより算定した額を控除した額を退職年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金の額の計算の基礎となつた同号に掲げる額又は障害一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

第三十七条第二項後段を削り、同条第三項中「前項後段」を「前二項」に、「前条第三項本文」を「前条本文」に、「同項本文」を「同条本文」に、「こゝる」を「超える」に、「前条第二項ただし書」を「第三十六条第二項ただし書」に、「の規定にかかわらず」を「及び第三十六条の二ただし書の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額（その額が第三十六条の二の規定又は前二条の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条第二項本文の規定又は同項本文及び前条の規定により算定するものとした場合の退職年金の額と）を改定するものとした場合の退職年金の額と

4 前二項の場合において、その改定額が、改定前の退職年金の額（その額が第三十六条第二項の規定又は同項及び前条の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条の二本文の規定又は同条本文及び前条の規定により算定するものとした場合の退職年金の額と）を改定するものとした場合の退職年金の額と

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第三十七条の二第三項中「第二項前段」を「第二項」に改め、同条第四項中「前条第二項前段」を「前条第二項」に改め、「改定前の減額退職年金の額」の下に「（その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第三十六条の二の規定又は同条及び第三十六条の三の規定により算定した退職

年金の額であるときは、第三十六条第二項本文の規定又は同項本文及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、その額の算定の基礎となつた退職年金の額について第三十六条第二項ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。」を加え、「同条第二項後段及び第三項」を「前条第三項及び第五項」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、その改定額が、改定前の減額退職年金の額（その額の算定の基礎となつた退職年金の額が第三十六条第二項の規定又は同項及び第三十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条の二本文の規定又は同条本文及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とし、その額の算定の基礎となつた退職年金の額について第三十六条の二ただし書の規定の適用があつたときは、その適用がないものとした場合の退職年金の額を基礎として算定した減額退職年金の額とする。）のその算定の基礎となつた平均標準給与の年額に対する割合をその再び退職した当時の平均標準給与の年額に乘じて得た額に、次の各号に掲げる額の合算額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。この場合においては、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき一万二千円

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の減額退職年金の基礎とな

つた組合員期間の年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

第三十七条の二に次の一項を加える。

6 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する減額退職年金の額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の三第四項中「こえる」を「超える」に改め、「割合」の下に「その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十」を加える。

第三十七条の三第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前二項の規定にかかわらず、通算退職年金の年額は、通算退職年金の支給を受ける者に於いてその退職した時又は任意資格喪失事由に該当した時にその給付事由が生じていたとした場合においてその額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された額と同一の額とする。

第三十八条の二第四項中「第三十七条の三第五項」を「第三十七条の三第六項」に改める。

第三十九条の二第三項を削り、同条の次に次の二項を加える。

第三十九条の三 前条第一項の規定により算定した障害年金の額が次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五（別表第二の上欄の一級に該当する者にあつては百分の百二十五とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の百とする。次項及び第四十二条第五項において同じ。）に相当する額に平均標準給与の年額の百分の十（同欄の一級に該当する者にあつては百分の三十とし、同欄の二級に該当する者にあつては百分の二十とする。）に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて障害年金の額とする。ただし、その加算して得た額が平均標準

給与の年額に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて障害年金の額とする。

一 二十四万円（組合員期間が二十年を超えるときは、二十四万円にその超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき一万二千円を加算して得た額）

二 組合員期間の年数（当該年数が、二十年未満であるときは二十年とし、四十年を超えるときは四十年とする。）一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額

2 前条第二項の規定により算定した障害年金の額が、次の各号に掲げる場合に於いて、当該各号に掲げる額の百分の七十五に相当する額より少ないときは、その相当する額をもつて障害年金の額とする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 組合員期間の年数が十年に達しない場合二十四万円に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額（次号及び第三号において「障害年金基礎額」という。）

二 組合員期間の年数が十年以上二十年以下である場合 障害年金基礎額に組合員期間十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額

三 組合員期間の年数が二十年を超え三十年以下である場合 組合員期間の年数が二十年であるものとして前号の規定により求めた額に、二十年を超える年数一年につき障害年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

四 組合員期間の年数が三十年を超える場合 組合員期間の年数が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数（当該年数が十年を超えるときは、十年）一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額

第三十九条の四 第三十六条の三の規定は、退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者の障害年金の額を算定する場合に準用する。

第四十一条第一項中「前三条」を「同条から第三十九条の三まで及び前条」に、「これらの規定」を「第三十九条から前条までの規定」に改め、同条第二項第二号中「第三十九条の二第二項」の下に「又は第三十九条の三第二項」を加え、「同項」を「これら」に改め、同条第三項中「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の四」に、「第三十六条第三項本文」を「第三十六条の三本文」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十二条第四項を次のように改める。

4 前二項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときはその改定額が、改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の三第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の二第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額）に前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつてその改定額とする。

第四十二条第六項中「前二項」を「前三項」に、「第三十九条の二第三項」を「第三十九条の四」に、「第三十六条第三項本文」を「第三十六条の三本文」に、「同項本文」を「同条本文」に、「こえる」を「超える」に、「の規定にかかわらず」を「及び第三十九条の三第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第七項

とし、同条第五項第二号から第四号までを次のように改め、同項を同条第六項とする。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数が十年以上二十年以下である場合において、その改定額が次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額。

イ 改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の三第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の二第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額。次号イ及び第四号イにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が十年未満であるときは、十年）を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額。

ロ 改定前の障害年金の額（その額が第三十九条の二第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の三第二項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第三十九条の三第二項第二号の規定により算定した額から、その再び退職した当時の平均標準給与の年額を改定前の障害年金の基礎となつた平均標準給与の年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の障害年金の額（改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となつた

廃疾の程度が改定障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額。次号ロ及び第四号ロにおいて同じ。）に相当する額を控除した額を加算して得た額。

三 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年未満である場合において、その改定額が次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額。

イ 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数のうち、二十年に達するまでの年数については組合員期間の年数が二十年であるものとして前号イの規定により求めた額を、二十年を超える年数についてはその超える年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を、それぞれ加算して得た額。

ロ 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第三十九条の三第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その再び退職した当時の平均標準給与の年額を改定前の障害年金の基礎となつた平均標準給与の年額とみなして同項第一号又は第二号の規定により算定した改定前の障害年金の年額に相当する額を控除した額を加算して得た額。

四 前後の組合員期間を合算した期間の年数が二十年を超え、改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数が二十年以上である場合において、その改定額が次のイ又はロに掲げる額より少ないとき。当該イ又はロに掲げる額のうちいずれが多い額。

イ 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の

年数を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一・五に相当する額を加算して得た額。

ロ 改定前の障害年金の額に、前後の組合員期間を合算した期間に基づき第三十九条の三第二項第三号又は第四号の規定により算定した額から、その再び退職した当時の平均標準給与の年額を改定前の障害年金の基礎となつた平均標準給与の年額とみなしてこれらの規定により算定した改定前の障害年金の年額に相当する額を控除した額を加算して得た額。

第四十二条第四項の次に次の一項を加える。

5 前三項の規定により障害年金の額を改定した場合において、当該障害年金が職務による障害年金であるときはその改定額が、改正前の障害年金の額（その額が第三十九条の二第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定した障害年金の額であるときは、第三十九条の三第一項の規定又は同項及び第三十九条の四の規定により算定するものとした場合の障害年金の額）に次の各号に掲げる額の合算額の百分の七十五に相当する額を加算して得た額より少ないときは、その加算して得た額をもつて改定額とする。

一 前後の組合員期間を合算した期間の年数が（当該年数が三十年を超えるときは、三十年）から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につき一万二千円。

二 前後の組合員期間を合算した期間の年数（当該年数が四十年を超えるときは、四十年）から改定前の障害年金の基礎となつた組合員期間の年数（当該年数が二十年未満であるときは、二十年）を控除した年数一年につきその再び退職した当時の平均標準給与の年額の百分の一に相当する額。

第四十二条に次の一項を加える。

8 第四項から前項までの場合における改定前の障害年金の額は、改定障害年金の基礎となる廃疾の程度が改定前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合には、改定前の障害年金の基礎となる廃疾の程度に相当する程度であつたものとみなして算定した額とし、改定前の障害年金の額について第三十九条の二第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）又は第三十九条の三第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額とする。

第四十三条第二項中「その職務外傷病について」を「同一の廃疾に關し」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項中「で、前項の規定によりその額のうち一部の額の支給が停止されているもの」を「のうち、同一の廃疾に關し、労働者災害補償保険法の規定による障害年金が支給され、又は長期傷病給付が行われることとなつた者に係るもの」に、「第三十九条の二第一項に規定する額」を「その額」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十三条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 職務による障害年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合における前項の規定の適用については、同項中「その算定」とあるのは、「改正前の障害年金の算定」とする。

第四十四条第三項中「第三十六條第三項」を「第三十六條の三」に、「第三十九條の二第三項」を「第三十九條の四」に改める。

第四十六条第一項第二号中「退職年金の額」を「退職年金。次条第二号において同じ。」の額

（その額が第三十六條の二の規定又は同条及び第三十六條の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六條第二項の規定又

は同項及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

第四十六條の二 前条第一項の規定により算定した遺族年金の額が、次の各号に掲げる場合に、当該各号の規定により算定した額より少ないときは、その算定した額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、第一号に掲げる場合にあっては、同号の規定により算定した額が平均標準給与の年額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該金額をもつて当該遺族年金の額とする。

一 前条第一項第一号に掲げる場合 二十四万円に平均標準給与の年額の百分の二十に相当する額を加算して得た額(以下この号、第三号及び第四号において「遺族年金基礎額」という。)(組合員期間が二十年を超えるときは、二十年を超え三十年に達するまでの期間についてはその超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十年を超える期間についてはその超える年数(当該年数が十年を超えるときは、十年)一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額を加算して得た額)

二 前条第二項第二号に掲げる場合 その者が受ける権利を有していた退職年金の額(その額が第三十六条第二項の規定又は同項及び第三十六条の三の規定により算定した退職年金の額であるときは、第三十六条の二の規定又は同条及び第三十六条の三の規定により算定するものとした場合の退職年金の額)の百分の五十に相当する額

三 前条第三項第三号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額(組合員期間が十年を超えるときは、その超える年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額を加算して得た額)

四 前条第一項第四号に掲げる場合 遺族年金基礎額の百分の二十五に相当する額

金基礎額の百分の二十五に相当する額

第四十六條の三 第四十六條第一項又は前条の場合において、遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号に該当する場合には、第四十六條第一項又は前条の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加算して得た額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける権利を有する者が妻である配偶者であり、かつ、遺族である子がいる場合 その子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)

二 当該遺族年金を受ける権利を有する者が子であり、かつ、二人以上いる場合 その子のうち一人を除いた子一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)

2 前項の場合において、同項各号に規定する子が第四十八條各号の一に該当するに至つたときは、その子は、同項各号に規定する子に該当しないものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

3 第一項第一号の場合において、同号の妻である配偶者が遺族年金を受ける権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、その出生した子は、同号に規定する子に該当するものとみなし、当該遺族年金の額を改定する。

第四十六條の四 次の各号に掲げる者が退職一時金又は障害一時金の支給を受けた者(第三十六條の三ただし書(第三十九條の四において準用する場合を含む。))の規定により定める額を返還した者を除く。である場合には、その者の遺族に支給する遺族年金の年額は、前三條の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 第四十六條第一項第一号に規定する者、前三條の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六條の三本文(第

三十九條の四において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の政令で定めるところにより算定した額を控除した額

二 第四十六條第一項第二号に規定する者 同項及び前二條の規定により算定した遺族年金の額(その額が二十五万四千四百円からその者に係る第三十六條の三本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した金額より少ないときは、当該金額)

三 第四十六條第一項第三号又は第四号に規定する者 前三條の規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第三十六條の三本文の政令で定めるところにより算定した額の百分の五十に相当する額を控除した額

第四十九條の二の見出しを「(遺族年金と遺族補償等との調整)」に改め、同条中「第四十六條第一項第一号の規定による」を「職務上傷病による死亡に係る」に、「行なわれる」を「行われ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職務上傷病によらない死亡に係る遺族年金のうち、同一の事由に関し、労働者災害補償保険法の規定による遺族年金が支給されることとなつた者に係るものの額は、その額が、当該職務上傷病によらない死亡が職務上傷病によるものであるとしたならば当該死亡について支給されるべき遺族年金の額を超えるときは、当該支給されるべき遺族年金の額に相当する額とする。

同条の次に次の一条を加える。

附則中第五條を削り、第六條を第五條とし、同条の次に次の一条を加える。

第六條 第二十一條第一項又は第三項に規定する標準給与の月額は、国家公務員の給与に関する法令が改正された場合その他政令で定める場合には、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該標準給与の月

額に政令で定める額を加えた額とすることができ、
附則第六條の三中「第九條」を削り、同条の次に次の二條を加える。

(農林中央金庫等の職員に対する特例)
第六條の四 農林中央金庫又は農業信用保証協会の職員(以下この条において「農林中央金庫等」という。)の職員のうち、昭和四十九年九月三十日以前に厚生年金保険の被保険者であつた者で同年十月一日に組合員となつたものの同年九月三十日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間(それぞれ農林中央金庫又は農業信用保証協会の職員であつた期間に限る。)は、この法律(第二十一條を除く。)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその他の組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期間は、同年十月一日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、農林中央金庫等が、その職員で同項の規定に該当するものの二分の一以上の同意を得て、昭和四十九年十月三十一日までに組合員に申出を要し、昭和四十九年十月三十一日までに農林中央金庫等の職員として適用する。

3 前項の申出をした農林中央金庫等は、同項に規定するその職員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和四十九年一月から昭和四十九年九月までに係るものの各月につき、政令で定めるところにより、その者が組合員であつたものとみなした場合には、当該農林中央金庫等が納付すべきであつた掛金の額からその者について、厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額にこれに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に相当する金額を、納付金として、昭和五十年九月三十日までに組合員に納付しなればならない。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び当該農林中央金庫等が折半して負担する。

5 第三項に規定する納付金は、第五十四條第一項の掛金とみなして、第五十七條から第六十一條まで及び第六章の規定を適用する。

第六條の五 前条第一項及び第二項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間で昭和三十九年九月三十日以前に厚生年金を含むものを有する組合員に係る給付の額の算定については、その者を農林中央金庫等職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百二十二号)附則第四條第三号に規定する更新組合員とみなして、同法附則第四條第六條、第十一條、第十三條、第十六條、第二十二條及び第二十一條並びに農林中央金庫等職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百二十二号)附

則第三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替又は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中農林漁業団体職員共済組合法第四十三條第二項及び第三項の改正規定、同法第四十九條の二の改正規定並びに次条、附則第七條、附則第七條

五条〇及び附則第九條の規定 公布の日

二 第一条中農林漁業団体職員共済組合法第三十七條の三第四項の改正規定、第二条中農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号。以下「三十九年改正法」という。）附則第九條の改正規定及び附則第四條第三項の規定 昭和四十九年十一月一日

（障害年金及び遺族年金と障害補償等との調整に関する経過措置）

第五条 改正後の法第四十三條第二項及び第四十九條の二の規定は、附則第一条第一号に掲げる日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（厚生保険特別会計からの交付金）

第六条 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、改正後の法附則第六條の四第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算されることとなつた農林中央金庫又は農業信用保険協会（以下「農林中央金庫等」という。）の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十九年十月一日から二年以内に厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合に交付するものとする。

（厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者等の取扱）

に、社会保険庁長官に対し、当該年金たる保険給付を受けない旨又は当該年金たる保険給付を受けないこととする旨の申出をしなかつたときは、改正後の法附則第六條の四第一項及び第二項の規定の適用については、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間（それぞれ農林中央金庫又は農業信用保険協会の職員であつた期間に限る。）は、同条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間から控除する。

2 農林中央金庫等の職員のうち、昭和四十九年九月三十日において厚生年金保険の被保険者であつた者で同年十月一日に組合員となつたものが前項に規定する申出をしたときは、その者の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、同年九月三十日に消滅する。（所得税法等の特例）

第八条 改正後の法附則第六條の四第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四條第二項並びに地方税法（昭和二十五年法律第百二十六号）第三十四條第一項第三号及び第三百四十四條の二第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

（旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置）

第六条 第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四條第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（再退職する更新組合員に係る従前の退職年金の額の算定に関する経過措置）

第七条 第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第七條第六項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付に係る従前の退職年金の額の算定については、なお従前の例による。

（年金額の自動的改定措置）

第八条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十二條の規定により厚生年金保険法（昭和二十九年

法律第百十五号）による年金たる保険給付の額を改定する措置が講じられる場合には、農林漁業団体職員共済組合法、三十九年改正法附則又は四十年改正法附則第三条の規定に基づく年金の額については、当該措置が講じられる月分以後、当該措置を参照して政令で定めるところにより改定する。

（政令への委任）

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第十三条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三條中「並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十九号）附則第四項」を「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第六十九号）以下本条ニ於テ四十七年改正法ト謂フ」附則第四項並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第百十二号）附則第六條」に「同法附則第五項」を「四十七年改正法附則第五項」に改める。

昭和四十九年五月二十七日印刷

昭和四十九年五月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局